

ドイツ警察官職務規則三八二「少年事件の処理」

九州少年法研究会
九州大学大学院法学研究科博士後期課程

武内, 謙治
九州大学大学院法学研究科博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2171>

出版情報：法政研究. 66 (3), pp.315-374, 1999-12-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ドイツ警察官職務規則三八一

「少年事件の処理」

(Polizeidienstvorschrift (PDV) 382 „Bearbeitung

von Jugendsachen“)

九州少年法研究会

はしがき

近時、わが国の少年警察活動には、重要な新しい動きが見られる。一九九六年一〇月一六日に少年警察活動要綱が改訂され⁽¹⁾、翌一九九七年八月七日には、一九八二年五月二七日の警察庁次長通達による「少年非行総合対策要綱」に代えて「少年非行総合対策推進要綱」が制定された。⁽²⁾「被害少年対策の推進」や「不良行為少年」に対する継続補導の強化という角度からの少年警察活動の拡大・強化がその基本的な方向性であるといえる。⁽³⁾

しかし、「『強くやさしい』少年警察」という運営指針の下で、このような形により少年警察活動が拡大・強化することは、少年警察活動に内包されている本質的な矛盾が

ふたつの側面において拡大、深化することを意味する。一面、継続補導の強化などにより「不良行為少年」の「健全な育成」を図ろうとすればするほど警察力による少年の日常生活の監視が強化されるという事態が生じうるからであり、他面、「被害少年」が潜在的な「不良行為少年」と捉えられている以上、⁽⁴⁾「被害少年」の「保護」を図ろうとすればするほど、警察力による「被害少年」の監視・取締が強化されることが帰結されるからである。⁽⁵⁾ 法治国家的な観点からも大きな疑問があるこのような動きは、⁽⁶⁾ 権力的統制を本質とする警察活動が強力に少年「保護」を行うこと自体の矛盾を明確に露呈しているといえよう。また、少年司法における最大の関心が本来的には少年の処遇にあるとすれば、ここに見られる近時の少年警察の動向は、科学的福祉主義という少年法の基本原則、ひいてはそれに支えられた少年法の理念である「保護主義」という観点からも問題があるといえる。⁽⁷⁾

このような少年警察活動における新しい動きが見られる一方で、現在、少年事件に関する捜査に対しても大きな問題点が指摘されている。「事実認定手続の適正化」をめぐる近時の少年法「改正」論議の引き金として位置付けられ

る「非行事実認定が困難な事件」が呈示した核心的な問題は、まさに少年事件の捜査のあり方であった。⁽⁸⁾ 殊に、少年法の精神を逸脱した、犯罪捜査規範、少年警察活動要綱をも遵守しない取調べなどに見られる問題性は、学理的にも、実務的にも長期にわたり指摘されてきたところである。⁽⁹⁾

本資料は、少年警察活動に関する比較法的研究の準備的作業の一環である、一九九五年に改訂されたドイツ連邦共和国の警察官職務規則三八二「少年事件の処理」(Polizei-dienstvorschrift (PDV) 382 „Bearbeitung von Jugendsachen“)の試訳である。

警察官職務規則三八二「少年事件の処理」は、実務上、いわば少年警察活動の職務指針にあたるものであり、それ自体が法律的な性格をもつものではない。しかし、その規定は少年裁判所法や刑事訴訟法、刑法をはじめとして、民法、児童および少年援助法などの重要法典を基礎としており、警察官職務規則違反がそのままこれらの法典の違反となる場合も少なくない。⁽¹⁰⁾ また、連邦制をとるドイツにおいては、警察権は基本的にそれぞれのラントに属するため、ラント特有の事情も警察活動に反映することになるが、警察職務規則は、連邦統一的な警察活動の指針となるとも

に、警察活動に連邦レヴェルでの一定の枠組みを与えるものとなっている。すでにこれらのことから、実際の少年警察活動において警察官職務規則が占める重要性を否定することはできないと考えられる。

比較法的見地からは、以上に述べた警察官職務規則の性格に加えて、一九九五年の改訂内容自体が重要性をもつと思われる。それは、後述するように、一方で、ダイヴァージョンの拡充要求という少年司法一般における動向が警察官職務規則三八二の改訂に影響を与えているからであり、他方で、未成年者にふさわしい法治国家的保障という観点からは、未成年者に対する警察段階での尋問のあり方などにおいて重要な動きを見取ることができるからである。本資料が、少年事件の処理を規整する警察官職務規則三八二の訳出を試みる所以である。

一九九五年の警察官職務規則の改訂に大きく寄与したのは、一九九二年に Regensburg において開催された第二二回ドイツ少年裁判所会議⁽¹¹⁾であった。この会議においては、ドイツ少年裁判所・少年審判補助連合 (Deutschen Vereinigung für Jugendgerichte und Jugendgerichtshilfen e. V., DVJJ) の歴史上初めて、少年手続における警察の任

務が取り上げられた。そこでは、当時妥当していた一九八七年警察官職務規則三八二への批判が寄せられ、包括的な改正を行う必要性が指摘された。特に、フォーラムⅢ「少年刑事事件の捜査手続―ダイヴァーシオンと手続関与者の新たな役割 (Jugendstrafrechtliches Ermittlungsverfahren — Diversion und die neue Rolle der Verfahrens-beteiligten)」では、委員会Ⅲ／4「少年警察：少年刑事手続における新たな任務 (Jugendpolizei: Neue Aufgaben im Jugendstrafverfahren)」が、犯罪学的研究により新たに獲得された知見に合うよう警察官職務規則三八二を改正する必要性があることを強く主張している。⁽¹²⁾

今回の改訂の特徴についてであるが、先に触れたように、今回強く求められたのは、まず何より、犯罪学的研究により獲得された新たな知見への適合を図ることであった。一九七〇年代末からのドイツ少年司法をめぐる改革動向を支えたのは、犯罪学的研究が明らかにした少年犯罪の通常性・遍在性・軽微性・一過性・エピソード性・自然消滅性という少年犯罪像であり、特に自由剝奪による刑法的介入が少年犯罪における社会的な矛盾を増幅させるという意味における刑法的介入、自由剝奪処分の害悪性という知見で

あった。その知見の上で、少年裁判所法第四五条、第四七条による手続打切りを用いたダイヴァーシオンを中心として、自由剝奪処分を回避することが、一九七〇年代末からの少年司法をめぐる改革動向の方向性であった。⁽¹³⁾ 今回の警察官職務規則の改訂も、このような動きの基本線上にあるといえる。このことは、すでに新規則の「序」にも示されており、またダイヴァーシオンに関連する規定が新設されたこと⁽¹⁴⁾ (3.12)にも表れている。

一九九五年の改訂は、警察の手続打切り権限にまで踏み込むものではなく、したがって、警察に具体的な処分決定の権限を認めるものではない。ドイツにおいては、従来から、学理的、実務的に、主には法治国家原則を理由として、警察に手続打切り権限自体を認めることには極めて強い警戒がある。しかし、ダイヴァーシオンの展開とともに、一部には、警察に手続打切り権限を認めるべきだとの主張も見られる。少年司法におけるダイヴァーシオンの拡充要求という全体的な傾向下において、少年を対象とした警察活動とその権限をめぐって理論的、現実的にいかなる変化が現れるのか、その際、法治国家的保障はどのような位置付けを与えられ、どのように具体化されるのかについては、

今後の動向を慎重に見守る必要がある。¹⁵⁾

一九九五年の改訂には、以上に見たような新しい特徴を見ることができ、今回の改訂における重要点は、これにとどまらない。特に、尋問 (Vernehmung) に関する規定については、大幅に手が入られており、未成年者の特性に配慮した尋問の在り方が強く意識されるものとなっている。瞥見するだけでも、次のような点が目を引く。まず第一に、一九八七年の旧規則が真実発見を理由として未成年者に対する尋問への第三者の立会を一般的に認めていなかったのに対し (3.6.4)、一九九五年の新規則においては、未成年者の尋問一般に対する教育権者及び法定代理人の立会権が原則的に認められている (3.6.4)。第二に、旧規則が積極的に「教育権者は、未成年者の尋問への立会権をもたない」と規定したのに対して (3.6.5)、新規則は少年が被疑者として尋問を受けなければならない場合、教育権者および法定代理人が立会権および協力の権利 (Recht auf Anwesenheit und Mitwirkung) を有することを明記している (3.6.5)。また、新規則においては、未成年者が信頼を寄せる者の立会を認める条項も設けられている (3.6.7)¹⁶⁾。そして第三に、尋問は信頼をもった雰囲気において行われ

なければならないという規定が新設されている (3.6.8)。

特に、未成年者に対する尋問における教育権者の立会権について言及すれば、この権利は少年裁判所法上積極的に明文化されているわけではない。しかし、学理的には、質問や申立て、尋問手続および通知に関する教育権者および法定代理人の地位を定める少年裁判所法第六七条第一項、第二項の解釈を通して、警察段階における尋問への教育権者および法定代理人の立会権を基礎づけようとする努力が強くなされてきたところであり、そうであるがゆえに旧規則 3.6.4 及び 3.6.5 に対しては、厳しい批判が向けられてきたという事情がある。¹⁷⁾

本規則の実際の運用状況であるが、諸ラント内務省からの回答によれば、少年事件を取り扱う独立した部局を置くところはなく、保護警察職員、刑事警察職員のうち特別な職業訓練を受けた者を少年事件処理官 (Jugendsachbearbeiter) として配属しているとのことであった。例えば Schleswig-Holstein においては、一九九三年から一九九八年までの過去五年間において、約四〇〇名が少年事件処理官になるための職業訓練を受けており、全警察職員中に占めるその割合は、約七%である。また、Berlin では、

これまで約一〇〇名の職員が少年事件の処理に必要な職業教育を受けており、一九九九年にはさらに一〇〇名の職員がそのような職業教育を受けることが見込まれるとのことであった。実際の未成年者への尋問については、できる限り少年事件処理官が尋問を行うようにしているものの、犯罪によっては、保護警察職員や刑事警察職員により尋問が行われているようである。未成年者の尋問への教育権者や法定代理人の立会については、Schleswig-Holstein では、二〇%から三〇%の割合で保障されており、Berlin では、半分の事件においては保障されているとのことである。これらの点についても、捜査段階における少年にふさわしい形での法治国家的保障という観点から、今後の展開を見守る必要がある¹⁸⁾。

資料

(1) 少年警察活動要綱の規定については、最高裁判所事務総局家庭局「少年警察活動要綱の改正について」家庭裁判月報四八巻一二号(一九九六)一八三頁以下を参照。その具体的な改正内容に関しては、高木紳一郎「少年警察活動要綱の改正」警察公論五二巻二号(一九九七a)

二六頁以下、同「少年警察活動要綱の改正」捜査研究五四五号(一九九七b)五頁以下、勝浦敏行「少年警察活動要綱の改正について」家庭裁判月報四九巻六号(一九九七)一頁以下を参照。

(2) 少年非行総合対策推進要綱の具体的内容については、勝浦敏行「少年非行総合対策推進要綱」の制定について「警察学論集五〇巻九号(一九九七)三八頁以下、渡辺康弘「深刻化する少年非行情勢と少年非行総合対策推進要綱の制定(上)(下)」警察公論五二巻一〇号(一九九七)一九頁以下、五二巻一〇号(一九九七)五〇頁以下、同「深刻化する少年非行情勢と少年非行総合対策推進要綱の制定について(上)(下)」警察時報五二巻一〇号(一九九七)二二頁以下、五二巻一一号(一九九七)二二頁以下、五二巻一二号(一九九七)二三頁以下を参照。

近時の少年警察活動に見られる問題点の指摘とそれに対する批判については、斎藤善房「警察庁『少年非行総合対策推進要綱』の内容と問題点」法学セミナー五一七号(一九九八)七五頁以下、日本弁護士連合会「警察庁『少年非行総合対策推進要綱』についての意見書」日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『少年警察活動と子どもの人権(新版)』日本評論社(一九九八)一四六頁以下を参照。

(3) さらに一九九九年四月には、警察庁少年課に少年保護対策室が新設されている。松坂規生「少年課『少年保護

対策室』の新設」警察公論五四卷六号二七頁以下を参照。

「市民的」治安法、「現代的」治安法の展開という観点から、警察活動一般との関連において、このような少年警察活動の拡大・強化を捉えることも重要であろう。高木紳一郎・前掲論文一九九七a註(1)三三頁が、「そもそも少年警察には、これまで非行少年等に対応するために整備されてきた人的基盤や培われてきた各種のノウハウがあり、これらのうちには被害少年に対しても活用できるものが多く、少年警察は警察各部門の中でも最も早く被害者対策を具体化できる条件の揃った部門として注目されてきた」と述べるように、少年警察活動にはある種の先驅性が認められているからである。「市民的」治安法、「現代的」治安法については、内田博文「戦後のわが国における近代刑法史研究(四)」神戸学院法学一〇巻三号(一九七九)一頁以下、小田中聰樹「民主主義刑事法学の基本的課題と方法」『竹澤哲夫先生古稀記念論文集』誤判の防止と救済』現代人文社(一九九八)一一頁以下(同「人身の自由の存在構造」信山社(一九九九)一頁以下に所収)を特に参照。

(4) 勝浦敏行・前掲論文註(2)五一頁は、「少年に係る犯罪の被害等は、少年に対して与える精神的ダメージが極めて大きいことや、その後の非行や問題行動の原因となるケースもあることから、被害少年対策は、少年の健全育成を図る上で極めて重要である」と述べる。なお、池田

泰昭「被害少年対策について」警察学論集五二巻六号(一九九九)一頁も参照。

(5) このような少年に対する直接的な規制のみならず、一九九八年に行われた「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正や、各都道府県におけるいわゆる「テレクラ条例」の制定、テレフォン・クラブの規制を目的とした青少年条例の改正を通して、「環境浄化」の推進が図られ、それに伴い少年警察活動の拡大・強化が見られることも重要である。しかし、このような青少年条例を通じた少年警察活動の拡大・強化においても、本質的な矛盾が見られる。一面、少なくない数の青少年条例が青少年の免責規定を置かず、規制対象を青少年の行為にも及ぼしていることに鑑みると、青少年「保護」のための少年の処罰という事態が帰結されるからであり、他面、特にテレフォン・クラブ規制の例に見られるように、一方では、女子少年の性的被害が「環境浄化」活動拡大の論拠とされつつ、他方では、そのような女子少年は性的搾取の被害者としてではなく「性的逸脱者」として捉えられているからである。内田博文「刑法学における歴史研究の意義と方法」九州大学出版会(一九九七)三〇七頁は、一九七〇年代における警察活動の分析の一環として青少年条例の動きを検討する中で、「青少年を『保護』するために青少年を処罰するという発想の下においては、青少年の『保護』が強化されれば

される程、より多くの『犯罪少年』が生み出されるという
 ことであり、遂には、『保護』される青少年は名目上
 存在するだけで、現実に存在するのは処罰されるだけだ
 という場合さえもが生じうる」と指摘しているが、類似
 の問題性は、いまや「被害少年」にも妥当するといえよ
 う。

(6) 例えば、高木紳一郎・前掲論文一九九七a註(1)二九
 —三〇頁は、継続補導の対象範囲に関して、次のように
 述べている。「関係機関に送致又は通告した少年であつ
 ても、関係機関の措置がとられた後、改めて不良行為少
 年と認定できる場合には、継続補導の対象となり得る。
 また、捜査又は調査の結果、非行少年と認定するに至ら
 なかった少年についても、不良行為少年と認定できる場
 合に継続補導の対象となり得ることは言うまでもない」。
 他方、同論文二八頁は、「被害少年」には、「犯罪により
 被害を受けた少年だけでなく、犯罪の構成要件には該当
 するが違法性又は有責性を有しないものや、一部のいじ
 めのように犯罪には該当しないが未成熟な少年の心身に
 打撃を与える点で犯罪行為と同視し得る行為により被害
 を受けた少年も含まれる」と述べている。継続補導とい
 う「継続的な指導」措置や被害少年への「継続的な支
 援」措置については、保護者の同意が要件とされている
 もの、その対象範囲の不明確さや行政的な行為として
 これらの措置をとることの是非については、法治国家的

観点から疑問があるといえよう。またその「同意」の任
 意性をどのように担保するかも重要な問題となろう。

(7) 小田中聰樹は、現在国会に上程されている「少年法等
 の一部を改正する法律案」の本質的な問題性として「警
 察・検察による少年事件手続支配のシステムの構築」、
 「少年事件処理手続の糾問化」を見取っている。小田中
 聰樹「少年審判への検察官関与論批判」季刊刑事弁護一
 六号(一九九八)一〇頁以下(小田中聰樹・前掲書一九
 九九註(3)二九七頁以下に所収)、同「少年法『改正』
 案の問題点」法学セミナー五三三号(一九九九)七〇頁
 以下、同「少年法を警察・検察による少年支配システム
 に変えてはならない」団藤重光・村井敏邦・斉藤豊治ほか
 著『ちよつと待つて 少年法『改正』』日本評論社(一
 九九九)二二七頁以下、同「少年審判への検察官関与論
 再批判」『庭山英雄先生古稀祝賀記念論文集 民衆司法と
 刑事法学』現代人文社(一九九九)四二五頁以下を参照。
 ここでは、家庭裁判所が行う具体的な「事実認定」や処
 遇決定の場面においてのみならず、本来的には少年司法
 の重要な関心事であるはずの、より広い意味での処遇
 の場面においても警察活動が現実的な重要性を持ってき
 ていることを加えて確認しておきたい。

(8) 「草加事件」が提起した問題点については、大出良知・
 川崎英明・白取祐司・高田昭正「誤判に眼を閉ざしてはい
 けない(上)(下)」法学セミナー四七九号(一九九四)四頁以

下、四八〇号(一九九四)一二頁以下を特に参照。「綾瀬事件」における問題点に関しては、「綾瀬母子殺し冤罪事件が提起した問題点」法律実務研究五号(一九九〇)九九頁以下、吉峯康博・須納瀬学・羽倉佐知子・栄枝明典・村山裕「綾瀬母子殺し冤罪事件」法律時報六四卷九号(一九九二)六三頁以下、福田雅章・佐々木光明「綾瀬母子殺し冤罪事件・2」法律時報六四卷一〇号(一九九二)八一頁以下を、「早良事件」については、須納瀬学「弁護士から見た補充捜査」法律時報六三卷一二号(一九九一)四三頁以下を特に参照。「山形マッド事件」については、新倉修・佐々木光明「山形マッド死事件から学ぶ」法学セミナー五一七号(一九九八)六八頁以下を特に参照。極めて異様ともいえる経過をたどった「調布駅南口事件」については、葛野尋之「少年審判制度への挑戦」法学セミナー四七七号(一九九四)六頁以下、斉藤豊治「調布駅南口事件」が問いかけるもの「自由と正義四六卷一号(一九九五)一〇一頁以下、佐々木光明「少年からみた『調布駅南口事件』」法学セミナー四九〇号(一九九五)四二頁以下、荒木伸怡「少年を翻弄し続ける裁判官と検察官」法律時報六八卷一号(一九九六)四四頁以下、伊藤俊克ほか「調布事件で犯人とされたM君に聞く」法学セミナー五二七号(一九九八)五〇頁以下を特に参照。

(9) なお、一九九三年八月の「山形マッド事件」山形家裁

決定を契機として、全国都道府県警には「少年事件捜査指導官制度」が創設されている。この制度の趣旨に関しては、坪田眞明「少年事件捜査指導官制度の創設について」警察公論四九卷三号(一九九四)二九頁以下、少年事件問題研究会「少年事件捜査指導官制度について」警察時報四九卷四号(一九九四)二九頁以下を参照。

(10) 例えば、警察職務規則は、被疑者や証人に対する尋問や教示の規定を置いている。これらの条項は刑事訴訟法上の規定を基盤とするものであり、そこに定められている証言拒否権の告知が怠られ、あるいは教示義務が果たされなかった場合には、実質的に刑事訴訟法規範に反するものとして、公判段階において証拠禁止の措置がとられるうる。なお、警察職務規則に違反する警察職員による行為そのものが、行政上、懲戒処分の対象となることはいうまでもない。

(11) 第二二回ドイツ少年裁判所会議における議論の内容に「3つおぼ」DVJJ (Hrsg.), Jugend im sozialen Rechtsstaat. Für ein neues Jugendgerichtsgesetz. Bonn 1996.を参照。

(12) Forum III: Jugendstrafrechtliches Ermittlungsverfahren — Diversion und die neue Rolle der Verfahrens-beteiligten. Arbeitskreis III/4: Jugendpolizei: Neue Aufgaben im Jugendstrafverfahren, in: DVJJ (Hrsg.), Jugend im sozialen Rechtsstaat. Für ein neues

Jugendgerichtsgesetz. Bonn 1996 S.725. なお、Werner Kunath, (Neue) Aufgaben der Polizei im Rahmen des jugendstrafrechtlichen Vorverfahrens. ebenda, S.451f.も参照。

第二二回ドイツ少年裁判所会議以降の具体的な改訂作業の経過については、Werner Kunath, Über das Entstehen neuen bundesweiten Vorschriften für die Polizei. Die Polizeidienstvorschrift 382 (PDV 382) — Bearbeitung von Jugendsachen —. DVJJ-Journal 1/1997 S. 24ff.を参照。

(13) ドイツ少年司法をめぐる「内的改革」、「実務による少年刑法改革」がとった基本的な方向性については、武内謙治「少年手続における『教育思想』と『法治国家原則』」九大法学七六号（一九九八）四五頁以下を参照。

(14) ダイヴァージョンを行うのにふさわしい事案については、従来の捜査に代えて、手続打切りに方向付けられた捜査が行われなければならないようにすべきである」という提言は、すでに一九九二年にDVJJが「少年裁判所法第二次改正法」に向けて公にした少年裁判所法の改革提案においても見られるものであった。vgl. Für ein neues Jugendgerichtsgesetz. Vorschläge der DVJJ-Kommission zur Reform des Jugendkriminalrechts. DVJJ-Unterkommission II. Ermittlungsverfahren/Diversion, DVJJ-Journal 1-2/1992 S.22.

資料

(15) 少年警察に対する専門化の要請とこの要請を契機として少年に対する行政的・予防的機能の拡大を目指す警察との対抗関係に着目し、ダイヴァージョンの拡大要求を背景としたドイツの少年警察をめぐる近時の議論を概観するものとして、土井政和「ドイツにおける少年警察をめぐる最近の動向」『中山研一先生古稀祝賀論文集 第5巻 刑法の展開』（一九九七）二二三頁以下を参照。なお、警察にダイヴァージョンの権限を帰属させるべきかどうか、帰属させるとしてどの程度の権限を認めるべきかという問題は、一九九八年九月一八日から二二日までHamburgで開催されたドイツ少年裁判所会議第二四回大会においても取り上げられている。ドイツ少年裁判所会議第二四回大会における議論を概観するものとして、Heinz Corneli, Frieder Dünkel, Kinder und Jugendliche als Opfer und Täter. Neue Kriminalpolitik 4/1998 S. 4f.を参照。

(16) このような制度を導入すべきことは、一九九二年のDVJJ提案にも、すでに見られたものである。DVJJ-Unterkommission III. Jugendverfahren, DVJJ-Journal 1-2/1992 S.24.それによれば、「この「信頼する者」を捜査過程に立ち会わせるという制度は、オーストリア少年裁判所法第三七条に範をとったものであると説明されている。一九八八年オーストリア少年裁判所法については、横山潔「一九八八年少年裁判所法」外国の立法三〇巻六

号(一九九一)二八二頁を参照。オーストリア少年裁判所法第三七条の説明に関しては、ウド・イエシオネク、宮澤浩一(訳)「オーストリアにおける少年犯罪と少年刑法」家庭裁判月報四八巻一二号(一九九六)二七頁を参照。

(17) Vgl. Ulrich Eisenberg, Jugendgerichtsgesetz. 6. Aufl. 1995, § 67 Rn.11 S.638, Heribert Ostendorf, Jugendgerichtsgesetz. 3. Aufl. 1994 Grdl.z. §§ 67-69. Rn.10, S.622. U. Eisenberg は「少年にふさわしい手続」という概念を手掛かりとして、それに適った刑事訴訟法上の規定の解釈という観点から教育権者および法定代理人の立会権を導き出しており、それは少年裁判所法第二条からの要請であると主張している。また、H. Ostendorf は「教育権者および法定代理人の地位から包括的な「情報権 (Informationsrechte)」を導出し、少年裁判所法第六七条第一項を根拠として尋問への立会権を認めるべきであると主張する。その上で、旧規則 3.6.4 はこの権利に違反するものであり、迅速な改正が必要であると指摘していた。

この問題が議論されるひとつの大きな契機になったのは、父親が逮捕され少年の尋問に立ち会うことができないう状況下において、夜間数時間に渡って一四歳の少年を尋問した事案につき、合憲であるとした連邦憲法裁判所の判決である。BVerfG. NJW Ht.20 1988 S.1256f. なお、

Ulrich Eisenberg, Zum Schutzbedürfnis jugendlicher Beschuldiger im Ermittlungsverfahren. NJW 1988 Ht. 20 S.1250f. も参照。

一九九〇年に改正された少年裁判所法及び同法基準については、土井政和・武内謙治(訳)「ドイツ少年裁判所法及び同法基準」九州大学法政研究六四巻一号一七七頁以下(そのうち少年裁判所法の抄訳については、澤登俊雄・斉藤豊治編著『少年司法と適正手続』成文堂(一九九八)四二八頁以下)を参照。

(18) 少年事件における捜査手続の問題は、一九九〇年少年裁判所法第一次改正法の議決に際し、連邦議会が連邦政府に勧告した「少年裁判所法第二次改正法」が取り組むべき課題のひとつでもある。「少年裁判所法第二次改正法」をめぐる立法的な議論をも併せて、今後の動向に注目する必要がある。vgl. Beschlußempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses (6. Ausschub) vom 19.6. 1990. BT-Drs. 11/7421, S.3.

「少年事件の処理」

序 (一九九五年版)

本警察職務規則は、最新の犯罪学的知見をも考慮した、近代的な警察の少年活動の基礎となるものである。

警察、特に少年領域のそれにおいては、「抑圧に対し予防が優越する (Prävention geht vor Repression)」という原則が妥当する。それゆえ、警察は、少年に特別な予防概念や予防プログラムの枠内においても、他の (本来的な) 管轄機関と密接に協力する。

しかし、少年刑法の特殊性を知ること、警察の少年活動にとって重要である。それは、刑法や刑事手続法のなかで、独自の性格をもつ、少年および青年のための特別法である。

一般刑法に対する特殊性および、特に刑法から少年福祉法への多様な転換可能性 (Weichenstellungsmöglichkeiten) を強調するために、しばしば少年刑法にも言及される。若年者の生物学的、精神的、社会的成長過程に関する知見において、そして少年犯罪に関する犯罪学的知見と

いう背景を前にして、少年刑事法 (Jugendkriminalrecht) は、より柔軟に、より少年にふさわしく、したがって適切に、少年および青年の犯罪行為に対応するよう努めている。特殊性は、特に行為の法的効果、少年裁判所の構成、少年刑事手続ならびに少年刑法上の制裁の執行や行刑にかかわる。この領域において少年刑法は、一般刑法とは相当に異なった規定を置く。したがって、例えば、刑法典上の刑罰も妥当せず (少年裁判所法第五条参照)、刑の範囲も妥当しない (少年裁判所法第一八条第一項第三文参照)。

もつとも、行為が可罰的なものであるかどうかは、刑法典、そして例えば麻薬法 (BtMG) といった特別刑法の規定に従う。少年刑法は、将来の犯罪を避けるために必要かつ適切な教育的な作用を及ぼす、という考えと結びついている。一般刑法上の制裁の種類が、本質的には、罰金刑や自由刑に限られるのに対して、少年刑法は、広い範囲の対応可能性のカatalog (少年裁判所法第五条以下) を示している。それは、例えば、公益作業、援護者の措置に服すること、社会訓練コースへの参加、行為者・被害者・和解の努力、あるいは少年援助 (Jugendhilfe) の措置による「教

育のための援助」、そして「懲戒処分」、戒告、一定の遵守事項や少年拘禁から、少年刑にまで至っている。

少年裁判所法第一七条第二項、第一八条及び第九一条は、

「教育のための」少年刑を規定し、その量定は—責任の重大性を理由として賦課する場合にも—「必要な教育的作用」に方向づけられ、その執行を通して有罪の言渡しを受けた者が「将来誠実で責任を自覚した行状を保持しうるよう」 「教育」されなければならないとしている。この原則は、すでに、一九二三年のドイツ最初の少年裁判所法が基礎としていた。教育的観点は、今日の少年裁判所法の基礎であり、指針でもある。同時に、このような方向性に、一般刑法との大きなコントラストがある。教育思想は、刑法的な方向性に制限を加えようとするものであり、したがって、犯罪を犯した若年者の適切な取り扱いを發展させることに寄与する。応報、贖罪そして一般予防は、意義をもたない。少年刑法における教育的観点の目的は、専ら、将来においてその者が犯罪を犯すことを防ぐこと（個別予防(Individualprävention)）である。この意味における教育は、刑罰の目的や目標を限定すること、刑法的な強制処分を慎重に行うこと、そして成人になる過程において、刑法

的な社会統制の有害な介入を回避することを要求する。刑罰に代わり能力を与えること (Befähigung statt Strafe) が重要なのである。

一九九五年版

1 総則

1.1 本規定の意味における、少年事件 (Jugendsachen) は、次のものをいう。

— 未成年者が関与した警察事件

— 少年および青年に対する刑事手続および過料手続における警察捜査事件。

既婚の未成年者に対する危険防止 (Gefahrenabwehr) の措置は、本規定の意味における少年事件ではない。

1.2 少年事件の処理は、特別に訓練された警察職員 (少年事件処理官 (Jugendsachbearbeiter)) に委ねられるものとする。この職員が自由にならない限りにおいて、他の適切な警察職員が任命されるものとする。

一九八七年版

1 総則

1.1 本規定は、警察における少年事件の処理の際に顧慮されなければならない法的、戦略的な特殊性に、特に取り組む。

職務上の援助 (Amtshilfe) の枠内において警察により考慮されるべき規定は、本規定によっては、言及されない。

1.2 本規定の意味における少年事件は、刑事手続および過料手続における警察捜査事件、児童および (既婚者も含めた) 少年が関与した警察における他の事件、ならびに青年に対する刑事手続および過料手続における警察捜査事件である。

既婚の未成年者に対する危険防止の措置は、本規定の意味における少年事件ではない。

資料

1.3 少年事件の処理は、予防ならびに抑止の領域において、それを委ねられた警察職員が少年問題に従事する他の機関と恒常的に協力することを求める。

1.4 児童および少年は、未成年者である。

児童 (Kind) は、未だ一四歳に達していない者である。

少年 (Jugendlicher) は、一四歳以上一八歳未満の者である。

1.5 青年は、成人である。

青年 (Heranwachsender) は、一八歳以上二二歳未満の者である。

1.3 児童および少年は、未成年者である。

児童は、未だ一四歳に達していない者である。

少年は、一四歳以上、一八歳未満の者である。

1.4 青年は、成人である。

青年は、一八歳以上二二歳未満の者である。

青年は、刑法上特別な地位にある。少年刑法を適用するものとされるかどうかは、少年裁判所法第一〇五条第一項により決定する。

1.5 法定代理人 (民法第一六二九条) は、民法による両

親の保護 (民法一六二六条) の一部として、保護権 (民法一六三一条) を有する者である。これは、原則として、両親が共有する。

未成年者のために後見人が決定される場合、この者が法定代理人である (民法一七九三条)。

教育権者は、次の者をいう。

— 保護の務めにある法定代理人

— 保護権者との明文をもった取り決めに基づき、保護の任務を引き受ける場合、又は教育の枠内もしくは保護権者の

同意を得て少年援助の枠内で未成年者を援護する場合の一八歳以上の特別な者。

1.6 法定代理人 (Gesetzlicher Vertreter) (民法第一六二九条) は、民法による両親の保護 (民法一六二六条) の一部として、保護権 (das Recht der Personensorge) (民法一六三一条) を有する者である。原則として、両親が共同してこれを行う。

1.6 少年事件の処理は、特別に訓練された警察職員 (少年事件処理官) に委ねられるものとする。この職員が自由にならない限りにおいて、他の適切な警察職員が任命されるものとする。

両親が離婚した後、又は別居した場合には、保護権は、

通例、家庭裁判所により、両親のうちの一方に付与される。

非嫡出子の未成年者の場合、保護権は、原則として、母親がもつ。

例えば、重い病気や長期の不在など、法的又は事実的理

由から、両親のうちの一方が保護権を行使しない場合には、

原則として、両親のうちのもう一方が、単独で保護権を引き受ける。

両親のうち的一方が保護権を剥奪された場合、後見裁判

所が後見人又は保護人を決定していないときは、両親のうちのもう一方が単独で保護権を引き受ける。

両親がおらず又は両親のどちらも保護権をもたない場合、

資料

資

料

後見裁判所は後見人を決定する（民法一七七三条）。

資 未成年者のために後見人が決定された場合、この者が法定代理人である（民法一七九三条）。

1.7 教育権者 (Erziehungsberechtigter) は、次の者をいう。

— 保護の務めにある法定代理人

— 保護権者との明文をもった取り決めに基づき保護の任務を引き受ける場合、又は教育の枠内もしくは保護権者の同意を得て少年援助の枠内で未成年者を援護する場合の、一八歳以上の特別な者。

2 危険防止

2.1 責務

2.1.1 警察は、その権限の枠内において、未成年者に差し迫り又は未成年者から生じる危険を防止するものとする。他の機関の本来的な権限を利用するよう、努められなければならない。職務上の援助の原則 (Die Grundsätze der Amtshilfe) は関係しない。

2 警察による危険防止

2.1 責務

2.1.1 警察は、その権限の枠内において、未成年者に差し迫り又は未成年者から生じる危険を防止するものとする。他の機関の本来的な権限を利用するよう、努められなければならない。

2.1.2 未成年者が刑事手続又は過料手続における警察捜査事件の共犯者である場合にも、危険防止の義務がある。

2.2 未成年者の危険

2.2.1 次の場合、未成年者には、危険がある。

—事実上の根拠に基づいて、未成年者が違法な行為の被害者になるおそれがある場合、

—未成年者が、例えば、不運な場合には重大な人身損害を伴うなど、それにより身体的、精神的、又は心的健康に対する直接的な危険が差し迫る事件の消極的な共犯者である場合、

—今にも犯罪行為に及びそうなほどに、その身体的、精神的、又は心的健康を害する影響に未成年者がさらされている場合、

—未成年者が行方不明の場合。

2.2.2 身体的、精神的、又は心的健康への直接的な危険が差し迫っている場所に滞在する場合も、未成年者には危険がある。

資料

— 次の場所においては、原則的に、このような危険が生じうる。

2.1.2 未成年者が刑事手続又は過料手続における警察捜査事件の共犯者である場合にも、危険防止の義務がある。

2.2 未成年者の危険

2.2.1 次の場合、未成年者には、危険がある。

—事実上の根拠に基づいて、未成年者が違法な行為の被害者になるおそれがある場合、

—未成年者が、例えば、不運な場合には重大な人身損害を伴うなど、それにより身体的、精神的、又は心的健康に対する直接的な危険が差し迫る事件の消極的な共犯者である場合、

—今にも犯罪行為に及びそうなほどに、その身体的、精神的、又は心的健康を害する影響に未成年者がさらされている場合、

—未成年者が行方不明の場合。

2.2.2 未成年者に違法行為を犯した容疑がある場合、未成年者には危険が生じうる。

— 次の場合には、原則として、未成年者には危険がある。
— 違法行為が、集団で行われている場合、
— 違法行為が、くり返し行われている場合。

— 売春が行われる場所、

— 違法な賭事や賭博が行われる場所、

— 麻酔剤、麻薬、薬物又はその他の中毒物が不法に提供され、不法に又は濫用的に消費され、又は濫用的に用いられる場所、

— 犯罪行為が申し合わされ、準備され、又は行われる場所

— 経路上、犯罪行為者が滞在する場所、

次の場所においては、このような危険が生じうる。

— ナイトバー又はナイトクラブとして営まれている飲食店、およびそれに匹敵する娯楽場、

— 少年を危険にさらす文書、写真およびデータの記憶媒体が提供され、売られ、その他入手可能な形で作られる場所、
— 公の遊戯場、又は類似の、主には遊戯施設に用いられている場所。

2.2.3 滞在場所にかかわりなく、次の場合には、原則として危険がある。

— 児童のそばで、見知らぬ者が同行の機会をうかがい、又は児童が同行者としてこれらの者のそばにいる場合、

— 普通ではない時間に、少年のそばで見知らぬ者が同行の機会をうかがい、又は少年が同行者としてこれらの者のそ

次の場合には、未成年者には危険がある。

— 違法行為が、集団として行われている場合、

— 違法行為が、連続的に行われている場合、

— 違法行為が、とりわけ特別な粗暴性又は残虐性で表されるような、高い犯罪エネルギーをもって行われている場合。

2.2.3 身体的、精神的、又は心的健康への直接的な危険が差し迫っている場所に未成年者が滞在する場合も、未成年者には危険がある。

次の場所においては、原則的にこのような危険が生じる。

— 売春が行われている場所、

— 違法な賭事や賭博が行われる場所、

ばにいる場合、

— 未成年者が麻酔剤、麻薬、薬物又はその他の中毒物の影響のもとに、又は保護のない状態にある場合。

特に次の場合には、無保護 (Verwahrlosung) の徴候が存する。

— 未成年者が徘徊し、くり返し学校をさぼり又はくり返し少年援助の施設 (ホーム教育) もしくはその他の援護的な住居形態から逃げている場合、

— 未成年者が売春をしようとしている場合。

2.2.4 家族関係において、保護権の不行使又はその濫用を通して、身体的、精神的又は心的健康にとって直接的な害悪が未成年者に差し迫っている場合にも、未成年者には危険がある。

原則的に、次の場合がそうである。

— 暴力を伴った頻繁な家庭のもめごと、

— 教育権者のアルコール中毒や薬物中毒、

— くり返し— 未成年者が認識できる— 違法行為を犯す教育

— 麻酔剤、麻薬、薬物又はその他の中毒物が不法に提供され、不法に又は濫用的に消費され、又は濫用的に使用される場所、

— 犯罪行為が申し合わされ、準備され、又は行われる場所
— 犯罪行為者が滞在する場所、

次の場所において、このような危険が生じる。

— ナイトバー又はナイトクラブとして営まれている飲食店、およびそれに匹敵する娯楽場、

— 少年を危険にさらす文書、写真媒体が提供され、売られ、その他入手可能な形で作られる場所、

— 公の遊戯場、又は類似の、主には遊戯施設に用いられている場所。

2.2.4 滞在場所にかかわりなく、次の場合には、原則として危険がある。

— 児童のそばで見知らぬ者が同行の機会をうかがい、又は児童が同行者としてこれらの者のそばにいる場合、

— 普通ではない時間に、少年のそばで見知らぬ者が同行の機会をうかがい、又は少年が同行者としてこれらの者のそばにいる場合、

— 未成年者が麻酔剤、麻薬、薬物又はその他の中毒物の影

権者、

―違法行為を誘発させる教育権者。

響のもとに、又は保護のない状態にある場合。

特に次の場合には、無保護の徴候が存する。

―未成年者が徘徊し、くり返し家出をし又は学校をさぼっている場合。

―未成年者が売春をしようとしている場合。

2.2.5 未成年者に違法行為の容疑がある場合、未成年者には危険が存しうる。

2.2.5 家族関係において、保護権の不行使又はその濫用

次の場合には、原則として、未成年者には危険が存する。

―違法行為が、集団で行われている場合、

を通して、身体的、精神的又は心的健康にとって直接的な害悪が未成年者に差し迫っている場合にも、未成年者には危険にある。

―違法行為が、くり返し行われている場合。

原則的に、次の場合がそうである。

次の場合には、常に未成年者には危険がある。

―特に、違法行為が、団体により行われている場合、

―暴力を伴った頻繁な家庭のもめごと、
―教育権者のアルコール中毒や薬物中毒、

―特に、違法行為が、連続して行われている場合。

―くり返し違法行為を犯す教育権者、

―特に、違法行為が、十分な計画性をもって行われている場合、

―違法行為を誘発させる教育権者。

―特に、違法行為が、特別な粗暴性又は残虐性をもって行われている場合。

2.3 未成年者に危険がある場合の措置

2.3 未成年者に危険がある場合の措置

2.3.1 未成年者が危険にあるとき、必要である場合には、

2.3.1 未成年者が危険にあるとき、必要である場合には、

未成年者に対して次の措置がとられる。

— 少年を危険にさらす場所から離れるよう促すこと、

— 教育権者又はその代理人を迎えに来させ、又はそれが可能でない場合に限り、彼らに引き渡すこと、

— 少年局の保護 (Obhut) のもとにおくこと。

次の場合には、危険にある未成年者は、その保護のため、少年局の保護のもとにおかれるものとする。

— 教育権者に連絡がとれない場合、

— 教育権者が、家族構成員への受け入れを拒否する場合、

— 家族構成員へ戻ることが是認できないと思料される場合、

— 未成年者が、重大な理由から、信用をもてる形で、家族構成員へ戻ることを拒否する場合。

最後に挙げた二つの場合には、教育権者は、遅滞なく通知を受けるものとする。少年局と一時的に連絡がとられない場合、引渡しまで、児童もしくは少年にふさわしい収容が保障されるものとする (6.1.2 および 6.2.2)。

未成年者に対して次の措置がとられる。

— 少年を危険にさらす場所から離れるよう促すこと、

— 教育権者又はその代理人を迎えに来させ、又はそれが可能でないときに限り、彼らに引き渡すこと、

— 少年局の保護のもとにおくこと。

次の場合には、危険にある未成年者は、少年局の保護のもとにおかれるものとする。

— 教育権者に連絡がとれない場合、

— 家族構成員への受け入れが拒否される場合、

— 家族構成員へ戻ることが是認できないと思料される場合、

— 未成年者が、重大な理由から、信用できる形で、家族構成員へ戻ることを拒否する場合。

— 場合によっては事前の調整の後に、少年局による福祉的な措置が必要であると思料される場合。
最後に挙げた二つの場合には、教育権者は、遅滞なく通知を受けるものとする。

少年局と一時的に連絡がとられない場合、引渡しまで、児童もしくは少年にふさわしい収容が努力される。

2.3.2 危険にある未成年者を補導 (angreifen) したとき、未成年の保護のために少年局の措置が必要であると思

2.3.2 児童は、単独で移送されなければならない。少年は二二歳以上の者と一緒に移送されてはならない。

家庭又は権利者の保護への未成年の移送は、民間の乗り物で、かつ民間人の服装をした警察職員により行われなければならない。

料される場合は、少年局は通知を受けるものとする。
補導場所が、同時に、未成年者の通常の居所／居住地でない場合、補導場所を管轄する少年局が通知を受けるものとする（少年援助法第一条）。

個々の事案の評価には、未成年者の社会環境に関する情報も含まれるものとする。

2.3.3 危険にある未成年者を補導したとき、未成年の保護のために少年局の措置（児童および少年援助法第四二条および第四三条）が必要であると思料される場合は、少年局は、通知を受けるものとする。

2.3.3 例えば、少年を危険にさらす場所に関するものなど、警察の情報に基づいて未成年者の保護のための措置が必要となった場合、管轄権を有する官庁および機関は通知を受けるものとする。その際、原因および従前の非行に關し、可能な限りの指摘がなされなければならない。

補導場所が、同時に、未成年者の通常の居所／居住地でない場合、補導場所を管轄する少年局は、通知を受けるものとする（児童および少年援助法第八五条、第八六条、および第八七条）。

個々の事案の評価には、未成年者の社会環境に関する情報も含まれるものとする。

2.3.4 例えば、少年を危険にさらす場所に関するものなど、警察の情報に基づいて未成年者の保護のための措置が必要となった場合、管轄権を有する官庁および機関は、通知を受けるものとする。その際、可能性のある原因および

従前の非行 (Auffälligkeiten) に関し、指摘がなされなければならぬ。

3 刑事手続における捜査

3.1 刑事責任と捜査の目的

3.1.1 児童は、責任能力がない (刑法第十九条)。

違法行為を犯した疑いが児童にある場合には、捜査は次にもののみ向けられる。

— 刑事責任年齢に達した者が関与したかどうか、

— 保護義務および教育の義務の違反があったかどうか、

— 後見裁判所および官庁による措置が— 場合によっては、教育権者に対しても— 提案されるものとされているかどうか、

— 民事法上の請求権を保持するために、身元の確認が行われるものとされているかどうか。

ラントに特有な規定が、注意されるものとする。

資料
3.1.2 少年は、行為時に、その道徳的、精神的発達により、行為の違法性を理解し、かつその弁識に従い行為するのに十分なほど成熟しているときは、刑法上、有責である

3 刑事手続における警察の捜査

3.1 刑事責任と捜査の目的

3.1.1 児童は、責任能力がない (刑法第十九条)。

児童の違法行為は、特に次の目的をもって解明されなければならぬ。

— 共犯者として刑事責任年齢に達した者を捜査し、又は除外すること、

— 保護義務および教育の義務の違反を確認すること、

— 後見裁判所および官庁による措置を— 場合によっては、教育権者に対しても— 提案すること、

— 民事法上の請求権を守るために、身元の確認を行うこと。

3.1.2 少年は、行為時に、その道徳的、精神的発達により、行為の違法性を理解し、かつその弁識に従い行為するのに十分なほど成熟しているときは、刑法上、有責である

(少年裁判所法第三条)。

調査は、事実関係の確認に尽きてはならない。少年の発達にふさわしく対応できるように、少年の違法行為は、原則的に、次の目的をもって解明されなければならない。

—例えば、犯行前、犯行時、犯行後の、行為の原因や動機、行為に関する態度、家族関係、個人的、社会的環境など、行為と行為者の個性との関係を確認すること、

—その道徳的、精神的成熟度に関する根拠を得ること。

ラントに特有なダイヴァージョン規定が、注意されるものとする。特にこの場合において、調査は、少年裁判所法により期待された法効果に向けられるものとする。

この場合、検察官および少年審判補助(少年裁判所法第三八条第三項第一文および第二文)と密接に協力するものとする。

3.1.3 青年は、原則として、成人と同様に刑法上有責である。

但し、次の場合には、青年に少年裁判所法が適用される(少年裁判所法第一〇五条第一項)。

—環境の諸条件をも考慮する際に、行為者の人格の全体評価により、行為時にその道徳的、精神的発達が少年と同程

(少年裁判所法第三条)。

調査は、事実関係の確認に尽きてはならない。少年の違法行為は、特に、次の目的をもって解明されなければならない。

—行為と行為者の個性(犯行前、犯行時、犯行後の行為の原因や動機、行為に関する態度、家族関係、個人的、社会的環境)との関係を確認すること

—少年の発達にふさわしい取り扱いが可能となるように、その道徳的、精神的成熟度に関する根拠を得ること。

3.1.3 青年は、成人と同様に刑法上有責である。

但し、次の場合には、青年に少年裁判所法が適用される(少年裁判所法第一〇五条第一項)。

—環境の諸条件をも考慮する際に、行為者の人格の全体評価により、行為時にその道徳的、精神的発達が少年と同程度であることが明らかとなっている場合、

度であることが明らかとなっている場合、

—行為の態様、諸事情又は動機により、少年非行 (Jugendverfehlung) が問題となる場合。

したがって、青年の違法行為は、3.1.2の原則に従って、少年裁判所に少年刑法の適用に関する決定を可能とさせるという目的をもって、解明されなければならない。

このことは、一般刑法による確定した判決が明らかとなつている場合にも、妥当する。

3.1.4 分類については、行為時の年齢が決定する。

3.2 一般的な手続原則

3.2.1 少年事件における捜査は、未成年者および青年の利益のために、行為時に近接して (tatzeitnah) 行われるものとする。

3.2.2 1.2の意味における少年事件の処理に従事していない警察職員がはじめて捜査を行う場合には、延期するところが不可能な追跡上および捜査上重要な情報を得るために取調べを行うことが (betragen) 必要である場合にのみ、未成年者を尋問しなければならぬ。未成年者の自発的な発言や自身の主張は、文書に記録されなければならない。

—行為の態様、諸事情又は動機により、少年非行が問題となる場合。

したがって、青年の違法行為は、3.1.2の原則に従って、少年裁判所に少年刑法の適用に関する決定を容易にするという目的をもって、解明されなければならない。

このことは、一般刑法による確定した判決が明らかとなつている場合にも、妥当する。

3.2 一般的な手続原則

3.2.1 少年事件における捜査は、未成年者および青年の利益のために、迅速に行われるものとする。

3.2.2 1.6の意味における少年事件の処理に従事していない警察職員がはじめて捜査を行う場合には、延期するところが不可能な追跡上および捜査上重要な情報を得るために取調べを行うことが必要であり、かつ少年事件処理官又は他の適切な警察職員による尋問が極端に長い時間の後にはじめて可能である場合に限り、未成年者を尋問しなければ

さらなる捜査、特に尋問 (die Vernehmungen) は、少年事件処理官により行わなければならない。

3.2.3 児童は、警察による措置が終了した後、教育権者又はその代理人に迎えに来てもらうものとし、それが可能でない場合に限り、彼らに引き渡されるものとする。他の手続方法は、教育権者と申し合わせられるものとする。

少年の場合、例えば、年齢、時刻、又は特別に危険な状況といった諸事情から望ましいと思料される時には、同様の方法がとられるものとする。

3.2.4 次の場合において、未成年者は、その保護のために、少年局に遅滞なく引き渡されるものとする。

- 教育権者に連絡がとれず、かつ少年の違法行為において、些細な事情が問題となつてゐるわけではない場合、
- 教育権者が、家族構成員への受け入れを拒否する場合、
- 家族構成員へ戻ることが是認できないと思料される場合、
- 未成年者が、重大な理由から、信用できる形で、家族構成員へ戻ることが拒否する場合、

最後に挙げた二つの場合には、教育権者は、遅滞なく通

ならない。そうでない場合には、未成年者の自発的な発言や自身の主張のみが、文書に記録されなければならない。

3.2.3 児童は、警察による措置が終了した後、教育権者又はその代理人に迎えに来てもらうものとし、それが可能でない場合に限り、彼らに引き渡されるものとする。他の手続方法は、教育権者と申し合わせられるものとする。

少年の場合、例えば、年齢、時刻、違法行為の重さといった諸事情から望ましいと思料される時には、同様の方法がとられるものとする。その他の場合には、教育権者が通知されるものとされているかどうか、吟味されるものとする。

3.2.4 次の場合において、未成年者は、管轄権を有する少年局に遅滞なく引き渡されるものとする。

- 教育権者に連絡がとれない場合、
 - 家族構成員への受け入れが拒否される場合、
 - 家族構成員へ戻ることが是認できないと思料される場合、
 - 未成年者が、重大な理由から、信用できる形で、家族構成員へ戻ることが拒否する場合、
- 場合によつては事前の調整の後に、少年局による保護的な措置が必要であると思料される場合、

知を受けるものとする。

少年局との連絡が一時的になしえない場合、引渡しまで、児童もしくは少年にはふさわしい収容が保障されるものとする。

3.2.5 児童は、単独で移送されなければならない、少年は、二一歳以上の者と一緒に移送されてはならない。

家庭又は権利者の保護下への未成年の移送は、民間の乗り物で、かつ民間人の服装をした警察職員により行われなければならない。

3.2.6 児童、少年又は青年が関係する警察捜査事件は、ふさわしく特徴づけられるものとする。警察捜査事件が、同時に、二一歳以上の成人に向けられる場合、場合によっては検察官との調整において、分離された事件が添付(anlegen)されるものとする。

分離して添付された警察捜査事件が検察官に引き渡された場合、それぞれの事件につき、他のものとの関係が書き留められるものとする。

資料

3.2.7 すでに警察による捜査の間に、少年援助の給付が

最後に挙げた二つの場合には、教育権者は、遅滞なく通知を受けるものとする。

少年局との連絡が一時的になしえない場合、引渡しまで、児童もしくは少年にはふさわしい収容が保障されるものとする。

3.2.5 児童は、単独で移送されなければならない。

少年は、二一歳以上の者と一緒に移送されてはならない。家庭又は権利者の保護下への未成年の移送は、民間の乗り物で、かつ民間人の服装をした警察職員により行われなければならない。

連邦および諸ラントの規定は、関係しない。

3.2.6 児童、少年又は青年が関係する警察捜査事件は、ふさわしく特徴づけられるものとする。警察捜査事件が、同時に、二一歳以上の成人に向けられる場合、分離された事件が添付されるものとする。

分離して添付された警察捜査事件が、共同ではなく、検察官に引き渡された場合、それぞれの事件につき、他のものとの関係が書き留められるものとする。

3.2.7 すでに警察による捜査の間に、保護的な措置が必

問題となることが認められる場合、少年局およびその他の管轄権を有する官庁は、遅滞なく通知を受けるものとする。

その他のすべての場合、未成年者に危険(22)がある限りにおいて、遅くとも捜査事件が警察官に引き渡されるのと同時に、少年局は通知を受けるものとし、場合によっては、青年に対する捜査の際に、通知が考慮されるものとする(児童および少年援助法第二条および第七条)。

少年局が、少年援助の責務を他の機関に委譲した場合、検察官、少年局および警察間に合意した規定がある場合には、これらの機関へ直接通知することが許される。

3.2.8 捜査の枠内において、医師が守秘義務を免除される必要がある場合、事件処理官は、これを未成年者に判断させなければならない。

その判断の前に、教育権者と話し合う可能性が、未成年者に与えられるものとする。

原則として、未成年者のみが、医師の守秘義務を免除することができる。

但し、未成年者がその判断の意義について十分な理解を有していることに疑いがある場合、法定代理人がその説明を行う。児童の場合には、原則として、このことから出発

要であると思料される場合、少年局およびその他の管轄権を有する官庁は、遅滞なく通知を受けるものとする。

その他のすべての場合、危険がある限りにおいて、遅くとも捜査事件が警察官に引き渡されるのと同時に、少年局は通知を受けるものとする。

少年局が、少年援助の責務を他の機関に委譲した場合、検察官、少年局および警察間に合意した規定がある場合には、これらの機関に直接通知を行うことが許される。

3.2.8 捜査の枠内において、医師が守秘義務を免除される必要がある場合、事件処理官は、これを未成年者に判断させなければならない。

その判断の前に、教育権者と話し合う可能性が、未成年者に認められなければならない。

未成年者のみが、医師の守秘義務を免除することができる。

但し、未成年者がその判断の意義について十分な理解を有していることに疑いがある場合、法定代理人がその説明を行う。児童の場合には、原則として、このことから出発

しなければならない。その他の場合、十分な理解力があることの推定は、備考 (Vernerik) において理由づけられるものとする。

法定代理人又はその配偶者が被疑者である場合、説明は、後見裁判所により選任された保護人 (Pleget) に求められるものとする。保護人を選任する要請は、裁判官、検察局又は少年局が行い、捜査の遂行が危険にさらされている場合には、警察もこれを行う。

刑事手続目的のための身体検査の枠内における医師の鑑定書には、医師の守秘義務は存しない。

3.2.9 少年に対して、訴訟上の担保を命じることは (刑事訴訟法第一二七条 a、第一三二条)、許されない。

検察官との協議に基づき、少年刑法を被疑者に適用する可能性がある場合には、青年に対して、それを命じることは許されない。

3.3 呼び出し

3.3.1 未成年者の呼び出しは、教育権者および法定代理人に対し行われるものとする。

3.3.2 少年が家族構成員として教育権者と共に生活して

しなければならない。

法定代理人が被疑者である場合、説明は、後見裁判所により選任された保護人に求められるものとする。保護人の選任の要請は、裁判官、検察局又は少年局が行い、捜査の遂行が危険にさらされている場合には、警察もこれを行う。

刑事手続目的のための身体検査の枠内における医師の鑑定書には、医師の守秘義務は存しない。

3.2.9 少年に対して刑事訴訟法第一二七条 a、第一三二条による訴訟上の担保を命じることは、許されない。

検察官との協議に基づき、少年刑法を被疑者に適用する可能性がある場合には、青年に対して、それを命じることは許されない。

3.3 呼び出し

3.3.1 未成年者の呼び出しは、教育権者に対し行われるものとする。

3.3.2 少年が家族構成員として教育権者と共に生活して

いない場合、少年の呼び出しは少年に直接なされるものとする。教育権者は、呼び出しについて、同時に通知を受け取るものとする。

3.4 未成年の被疑者への教示

3.4.1 児童は、刑法上有責でないために、被疑者となりえない。

後見裁判所および官庁による教育的措置を提案するという目的にも資する児童の一身上の事柄および諸事情に質問が関連する限りにおいて、児童に対する教示義務はない。質問が、これを超えて、違法行為を究明するという目的に資する場合、児童は、事前に証人として、証言拒否権を教示されるものとする(3.5)。

3.4.2 少年は、初めての尋問の前に、その精神的発達に応じた方法で、刑事訴訟法第一六三条a 第四条、第一三六条による権利を教示されるものとする。少年の判断が基準となる。

いない場合、少年の呼び出しは少年に直接なされるものとする。教育権者は、呼び出しについて、同時に通知を受け取るものとする。

3.4 未成年の被疑者への教示

3.4.1 児童は、刑法上有責でないために、被疑者となりえない。

後見裁判所および官庁の教育的措置を提案するという目的にも資する児童の一身上の事柄、直接的な犯罪行為の経過、および諸事情に質問が関連する限りにおいて、犯罪容疑がある児童に対する教示義務はない。質問が、これを超えて、第三者の違法行為を究明するという目的に資する場合、犯罪容疑がある児童は、事前に証人として、証言拒否権を教示されるものとする。

児童への教示は、3.5.1、3.5.2 第一項および第三項、3.5.3 第一項ないし第三項により行われなければならない。

3.4.2 少年は、初めての尋問の前に、その精神的発達に応じた方法で、刑事訴訟法第一六三条a 第四条、第一三六条による権利を教示されるものとする。少年の判断が基準となる。

その判断の前には、教育権者および法定代理人と話し合う可能性が認められるものとする。このことに関しては、少年および教育権者もしくは法定代理人は、事前に教示されるものとする（少年裁判所法第六七条）。違法行為の解明が危険にさらされることに根拠がある場合には、このことは妥当しない。

少年の判断に関する法定代理人の同意は、必要でない。その異議は考慮されないが、書面化されるものとする。

法定代理人が共同被疑者である場合、後見裁判所により選任された保護人がその代わりとなることができる。保護人を選任することの要請は、裁判官、検察局、又は少年局が行い、捜査の遂行が危険にさらされる場合には、警察もこれを行う。

3.4.3 次のことに関する根拠がある場合には、正式な教示を行ってはならず、それゆえ被疑者としての尋問を行ってはならない。

- 少年が教示の意味を理解していないこと、
- 少年による判断の有効範囲が理解されていないこと、
- 行為時に行為の違法性を理解し、かつその弁識に従い行為するのに十分なほど成熟していなかったこと。

その判断の前には、教育権者および法定代理人と話し合う可能性が認められなければならない。これにより違法行為の解明が危険にさらされる場合には、このことは妥当しない。

少年の判断に関する法定代理人の同意は、必要でない。その異議は考慮されないが、書面化されるものとする。

法定代理人が共同被疑者である場合、後見裁判所により選任された保護人がその代わりとなることができる。保護人を選任することの要請は、裁判官、検察局、又は少年局が行い、捜査の遂行が危険にさらされる場合には、警察もこれを行う。

3.4.3 次のことに関する根拠がある場合には、正式な教示を行ってはならず、それゆえ被疑者としての尋問を行ってはならない。

- 少年が教示の意味を理解していないこと、
- 少年による判断の有効範囲が理解されていないこと、
- 行為時に行為の違法性を理解し、かつその弁識に従い行為するのに十分なほど成熟していなかったこと。

その根拠は、書面化されるものとする。

このとき、少年に対する捜査手続が正式に終結する場合にはじめて、少年は、証人として手続に関与させられうる。

教示は、児童に妥当する諸原則に従って行われる。

3.4.4 少年は、限定的な行為能力者として、弁護人を求めることができる。このことに関して、少年は教示されるものとする。

少年が弁護人を求めた場合、弁護人は、教育権者又は法定代理人自身の同意／追認を得るよう、努力しなければならない。

被疑者の教育権者および法定代理人は、刑事訴訟法第一三七条第二項および少年裁判所法第六七条第三項により、自らが弁護人を求める権利を有することを教示されるものとする。

3.4.5 行為時にまだ児童であった少年の場合、児童に関する教示原則が妥当する。

3.5 未成年の証人への教示

3.5.1 証言拒否権 (Zeugnisverweigerungsrecht) をも

つ児童および少年は、刑事訴訟法第五二条第三項により、

その根拠は、書面化されるものとする。

このとき、少年に対する捜査手続が正式に終結する場合にはじめて、少年は、証人として手続に関与させられうる。

教示は、児童に妥当する諸原則に従って行われる。

3.4.4 少年は、限定的な行為能力者として、弁護人を求めることができる。このことに関して、少年は教示されるものとする。

少年が、弁護人を求めた場合、弁護人は、教育権者自身の同意／追認を得るよう、努力しなければならない。

3.4.5 行為時にまだ児童であった少年の場合、児童に関する教示原則が妥当する。

3.5 未成年の証人への教示

3.5.1 証言拒否権をもつ児童および少年は、刑事訴訟法

第五二条第三項により、教示を受けるものとする。取調べ

教示を受けるものとする。根拠がある場合には、児童および少年は、刑事訴訟法第五十五条第二項による供述拒否権 (Auskunftsverweigerungsrecht) に関しても、教示されるものとする。

教示は、未成年者の理解の成熟度にかかわりなく、いかなる場合においても、行われなければならない。教示の様式と方法は、未成年の証人の精神的発達状態に合わせられるものとする。

法定代理人は、未成年者の権利および刑事訴訟法第五十二条第三項による自らの権利に関して、教示されるものとする。

法定代理人は、刑事訴訟法五十五条による供述拒否権の行使に関する判断を行うことはできない。

3.5.2 未成年者が教示を理解し、かつ証言拒否権および／又は供述拒否権を十分に理解している場合、未成年者の判断が、基準となる。未成年の証人の供述が場合によっては親類の者の処罰に寄与しうることを理解する能力がある場合には、その証人は、必要な理解成熟度を有している。児童の場合、その推定は、備考において根拠づけられるものとする。

によりその根拠が明らかとなった場合、少年は、刑事訴訟法第五十五条第二項による供述拒否権に関しても、教示されるものとする。

教示は、未成年者の理解の成熟度にかかわりなく、いかなる場合においても、行われなければならない。教示の様式と方法は、未成年の証人の精神的発達状態に合わせられるものとする。

3.5.2 児童が教示を理解し、証言拒否権を十分に理解している場合、未成年者の判断が基準となる。理解の成熟についての推定は、備考において根拠づけられるものとする。少年が教示を理解し、かつ証言拒否権および／又は供述拒否権を十分に理解している場合、その判断が基準となる。未成年者の判断に関する法定代理人の同意／追認は、必要でない。法定代理人の異議は、考慮されないが、書面化さ

未成年者の判断に関する法定代理人の同意／追認は、必要でない。法定代理人の異議は、考慮されないが、書面化されるものとする。法定代理人は同意しているものの未成年の証人がそれを拒否している場合、尋問は中止されなければならない。

3.5.3 証言拒否権の意義を理解していない未成年者は、未成年者に供述の準備があり、かつ法定代理人が同意する場合にのみ、尋問を受けることが許される。未成年者は、法定代理人の同意にかかわらず、供述する必要がないことについて教示されるものとする。

備考においては、どの事情から未成年の証人が教示を理解できず、証言拒否権および供述拒否権を十分に理解できなかったのかが明示されるものとする。

れるものとする。

3.5.3 証言拒否権の意義を理解していない未成年者は、法定代理人の同意にかかわらず、供述する必要がないことについても教示されるものとする。

未成年者が教示を理解しているかどうか、又は未成年者が証言拒否権を十分に理解しえているかどうかに疑いがある場合、未成年者は、自らに供述の準備がありかつ法定代理人が同意する場合にのみ、尋問を受けることが許される。法定代理人は、未成年者の権利および刑事訴訟法第五二条第三項による自らの権利について、教示されるものとする。

法定代理人は、刑事訴訟法五五条による供述拒否権の行使に関する判断を行うことはできない。

法定代理人は同意しているものの未成年の証人がそれを拒否している場合、尋問は中止されなければならない。

3.5.4 未成年者が教示を理解しているかどうか、又は未

3.5.4 備考においては、どの事情から未成年の証人が教

成年者が証言拒否権を十分に理解しえていのかどうかに疑いがある場合、未成年者に供述の準備があり、かつ法定代理人が同意する場合にのみ、未成年者は尋問を受けることが許される。

法定代理人に連絡がとれない場合、未成年の証人は、尋問の延期によりさらなる捜査の遂行が危険にさらされる場合にのみ、尋問を受けることが許される。同意は、事後的に得られるものとする。その結果は、書面化されるものとする。

3.5.5 法定代理人が被疑者である場合、後見裁判所により選任された保護人（民法第一九〇九条）が、その代わりとなる。法定代理権を双方の親がもつ場合、このことは、容疑のない一方の親にも妥当する。保護人選任の要請は、裁判官、検察局、又は少年局が行い、捜査の遂行が危険にさらされる場合には、警察もこれを行う。

3.5.6 未成年の証人が同時に被害者である場合、証人および教育権者又は法定代理人は、刑事訴訟法第四〇六条hにより、次のことを指摘されるものとする。

資料
— 証人は、刑事訴訟法第四〇六条f第一項により、刑事手続において弁護人の助力を得ることができ、又は弁護人に

示を理解できず、証言拒否権および供述拒否権を十分に理解できなかったのが、明示されるものとする。

3.5.5 親類の者が、刑法に触れる何らかの不法を行ったことを理解し、その供述が、場合によっては、処罰に寄与しうることを理解する能力がある場合、未成年の証人は必要な理解の成熟を有している。

3.5.6 法定代理人が被疑者である場合、後見裁判所により選任された保護人が、その代わりとなる。法定代理権を双方の親がもつ場合、このことは、容疑のない一方の親にも妥当する。保護人選任の要請は、裁判官、検察局、又は少年局が行い、捜査の遂行が危険にさらされる場合には、

より代理されることができると、

—証人が願ひ出る場合には、刑事訴訟法第四〇六条f第三項により信賴を寄せる者 (Person seines Vertrauens) の出席が証人に認められうること、

—刑事訴訟法第四〇六条g第一項により、証人が附帯私訴の原告として (刑事訴訟法第三九五条) 弁護人の援助を得ることができ、又は弁護士により代理されることができると。

出席に関しては、すべての場合において、尋問を指揮する者が決定を下す。この指示は書面化されるものとする。

警察もこれを行う。

3.5.7 法定代理人又は保護人に連絡がとれない場合、未成年の証人は、尋問の延期によりさらなる捜査の遂行が危険にさらされうる場合にのみ、尋問を受けることが許される。同意は、遅滞なく得られるものとする。それが拒否された場合、このことは書面化されるものとする。

3.5.8 未成年の証人が同時に被害者である場合、証人、および教育権者又は法定代理人は、刑事訴訟法第四〇六条hにより、次のことを指摘されるものとする。

—証人は、刑事訴訟法第四〇六条f第一項により、刑事手続において弁護人の助力を得ることができ、又は弁護人に

より代理されることができると、

—証人が願ひ出る場合には、刑事訴訟法第四〇六条f第三項による信頼を寄せる者の出席が証人に認められうること。出席に関しては、尋問を指揮する者が決定を下す。

3.6 尋問

3.6.1 可能な限り一度の包括的な尋問において、捜査目的が達成されるように、未成年者の尋問は、特に慎重に準備されるものとする。くり返される尋問は、供述の歪曲を導きうる。このことは、特に児童の尋問に妥当する。

3.6 尋問

3.6.1 未成年者の尋問は、特に慎重に準備されるものとする。可能な限り包括的な尋問が行われなければならない。特に児童の場合、尋問を何度も行うことは、過大な負担や、事情によっては、供述の歪曲をもたらす。

未成年である性犯罪の被害者を尋問する前には、尋問の期日を調整する目的で、被害者の信用性判断 (Glaubwürdigkeitsbeurteilung) のための鑑定人とともに、検察官と早期に連絡がとられなければならない。

3.6.2 未成年者は、他の被疑者および証人と分離されるものとする。児童は—短期間でも—被疑者および証人と同じ部屋で一緒に待機させられてはならない。

尋問までの待機時間は、特に児童の場合には、短くされるものとする。

資料

3.6.3 犯罪解明上の考慮と矛盾しない限りにおいて教育

3.6.2 未成年者は、他の被疑者および証人と分離されるものとする。児童は—短期間でも—被疑者および証人と同じ部屋で一緒に待機させられてはならない。

尋問までの待機時間は、特に児童の場合には、短くされるものとする。

3.6.3 犯罪解明上の考慮と矛盾しない限りにおいて、教

権者および法定代理人は、未成年者の尋問の前に、理由を通知されるものとする。教育権者および法定代理人と連絡がつかない場合、尋問の理由は、事後的に通知されるものとする。

3.6.4 未成年者の尋問の際、教育権者および法定代理人は、立会権 (ein Anwesenheitsrecht) を有する。あらゆる影響を回避するため、教育権者および法定代理人との話し合いにより、未成年者が単独でも尋問されることも必要とされうる。

特に、学齢前の児童、又は3.5.6の場合の精神的に痛手を受けた未成年者を尋問する場合には、事実関係を明らかにするため、他の者を立ち会わせることが望ましい。

育権者は、未成年者の尋問の前に、理由を通知されるものとする。教育権者と連絡がつかない場合、尋問の理由は、事後的に通知されるものとする。

3.6.4 第三者の立会は真実発見を困難にしうるので、未成年者は、原則として単独で尋問されるものとする。

次の場合には、この原則からはずれる。

—特に学齢前の児童又は精神に障害をもつ未成年者の場合、事情の解明のために、それが適切であると思料される場合、

—3.5.8の場合。

第三者の尋問への立会が合目的とは思料されない場合、その理由が説明されなければならない。

次のことが理由となりうる。

—第三者が犯罪に関与した疑いがある場合、

—第三者が証人として考えられ、その未成年者に先立った尋問が適切でない場合、

—その立会により未成年者の供述態度に影響が及ぶおそれがある場合、

—未成年者の家族関係について言及することが未成年者に害悪を及ぼしうる場合、

3.6.5 少年が被疑者として尋問を受けなければならない場合、教育権者および法定代理人は、立会権および協力の権利 (Recht auf Anwesenheit und Mitwirkung) (少年裁判所法第六七条) を有する。

この権利に関して、教育権者および法定代理人は—可能な限りにおいて—尋問の前に、教示されるものとする。

3.6.6 被疑者でない未成年者の教育権者又は法定代理人が立会を要求し、例えば、次の場合に、立会が合目的ではないと思料されるとき、それが捜査にとって絶対的に必要であり、かつ有益な結果が期待される場合にのみ、尋問が行われるものとする。

—教育権者又は法定代理人が、犯罪に関与した疑いがある場合、

—教育権者又は法定代理人が、証人として考えられ、その未成年者に先立った尋問が適切でない場合、

—その立会により未成年者の供述態度に影響が及ぶおそれがある場合、

—未成年者の家族関係に言及することが、未成年者に害悪

—教育について不都合が生じうる場合。

3.6.5 教育権者は、未成年者の尋問への立会権をもたない。

それでもなお教育権者が立会を求める場合、その者が捜査にとって絶対的に必要であり、かつその立会にもかかわらず役立つ結果が期待されうる場合にのみ、尋問が行われるものとする。決定および、場合によっては尋問への立会の影響が書面化されるものとする。

3.6.6 尋問が断念される場合、裁判官又は検察官による尋問が提案されなければならないかどうか、吟味されるものとする。

尋問は、原則として、未成年者の個人的な境遇およびその利益について話し合うことで、開始される。その際、特に、行為前の個人的および社会的環境に立ち入るものとする。

が及ぼしうる場合、

—教育について、不都合が生じうる場合。

尋問への立会の決定および、場合によってはその影響は、
書面化されるものとする。

尋問が断念される場合、裁判官又は検察官による尋問が
提案されなければならないかどうか、吟味されるものと
する。

3.6.7 未成年者が信頼を寄せるその他の者は、立会を行
いうる。

その立会が合目的でないと思料される場合、その者に
は、理由が説明されなければならない。

3.6.8 尋問は、信頼関係をもった雰囲気において行われ
なければならない。

未成年者もしくは青年の個人的な境遇およびその利益に
ついて話し合うことで、尋問に備えるものとする。未成年
者の犯罪被疑者の場合、その際には、特に行為前の個人的
および社会的な環境に、立ち入るものとする。

3.6.9 尋問は、人定質問および個人的な境遇の捜査で開
始される。一身上の事柄とならんで、教育権者もしくは法
定代理人、学校、教育場所、又は職場についての供述もこ

3.6.8 一身上の事柄などとならんで、教育権者、学校、
教育場所又は職場についての供述もまた、人物に関する尋
問および個人的な境遇の捜査に属する。

3.6.9 事件の尋問の際には、未成年者に、まず、関連す
る事柄について述べるに關する機会が与えられるものとす
る。発言するのが特に困難となった場合、未成年者は、尋

れに含まれる。

未成年の犯罪被疑者の場合、開始され又はすでに行われた教育的措置が尋ねられ、書面化されるものとする。

3.6.10 事件の尋問の際には、まず、関連する事柄について詳細に述べる機会が与えられるものとする。発言するものが特に困難となった場合、未成年者又は青年は、尋問の間、文書により説明を行うことができるものとする。

用いられる概念の正確性は、特に児童の場合、再吟味されるものとする。

起こりうる少年援助の給付を考慮して、3.2.7が注意されるものとする。

3.6.11 未成年者の尋問の際には、適切に休憩が入れられるものとする。尋問の開始、中断および終了は、時刻を付して文面化されるものとする。

問の間、文書により説明を行うことができるものとする。

用いられる概念の正確性は、特に児童の場合、再吟味されるものとする。

未成年者の尋問の際には、内面的な処理に資するよう、努められなければならない。

3.6.10 すべての供述は、可能な限り、言葉どおりに記録されるものとする。重大な尋問内容又は子どもらしい表現方法の場合には、尋問は、質疑と応答で記録されるものとする。児童の尋問の記録は、非定式的に行われる。児童は、署名を行わない。児童が行った供述の再現の正確性は、尋問を行った者が、確認しなければならない。

未成年者の尋問の際には、適切に休憩が入れられるものとする。尋問の開始、中断および終了は、時刻を付して文面化されるものとする。

3.6.11 尋問の記録と関連して、尋問を行う者が未成年者からどのような個人的印象を受けたのか、どのような観察や確認がその基となっているのかが、書き留められることとする。

未成年者の信用性に関する判断は行わないものとする。但し、この問題を後に判断するのに意義をもちうるすべて

3.6.12 すべての供述は、可能な限り、言葉どおりに記録されるものとする。重大な尋問内容、又は子どもらしい表現方法の場合には、尋問は、質疑と応答で記録されるものとする。

3.6.13 児童の尋問の記録は、非定式的に行われる。児童は、署名を行わない。児童の供述の信憑性 (die Authentizität) は、尋問を行った者が確認しなければならない。

3.6.14 尋問の記録と関連して、尋問を行う者が、未成年者もしくは青年からどのような個人的印象を受けたのか、どのような観察や確認がその基となっているのかが、書き留められることとする。

信用性 (die Glaubwürdigkeit) に関する判断は行わないものとする。但し、この問題を後に判断するのに意義をもちうるすべての事実が、記録されるものとする。

3.6.15 特別な尋問の状況を記録化するために、尋問が、

の事実が、記録されるものとする。

3.6.12 特別な尋問の状況を明らかにするために、未成年者の尋問が、付加的に、録音かつ／又は写真機により、記録されなければならないかどうか、個々の場合において、吟味されるものとする。

当事者および教育権者の同意が、必要である。

3.6.13 夜間の児童の尋問は、重大な場合にのみ認められ、かつ口頭による形式に限られなければならない。

口頭で行われた尋問は、場合によっては、録音機を用いて記録されるものとし、後の時点で文章が作成されるものとする。録音は、捜査経過に関しても用いられるものとする。

3.6.14 尋問の結果を守るために、特に未成年者が供述拒否権者である場合には、裁判官による尋問が必要である。

3.6.15 少年刑事手続の教育目的および少年事件における

追加的に、録音機および写真機により記録されなければならないかどうかが、個々の場合において吟味されるものとする。このことに関して、未成年者もしくは青年は、事前に同意を求められるものとする。

道徳的、精神的発達から、未成年者がその判断の結果を理解するのに十分に成熟していないと思料される場合には、教育権者もしくは法定代理人の同意が求められるものとする。

未成年者又は青年が、法的又は事実的な理由から判断できない場合には、保護人を選任するための手続が開始され、その判断が求められるものとする。

3.616 夜間の児童の尋問は重大な場合にのみ認められ、かつ口頭による形式に限られなければならない。

口頭で行われた尋問は、場合によっては、録音機を用いて記録されるものとし、後の時点で文章が作成されるものとする。録音は、捜査経過に関するものとする。

捜査の特別な大きさを考慮して、尋問に代わる書面による陳述は未成年者に求められてはならず、青年には原則として求められてはならない。

3.616 学校、教育場所又は職場における未成年者および青年の尋問は、当事者の保護に値する利益に配慮し、例えば次の場合にのみ、例外的に認められる。

— 裁判官による命令がある場合、
— 特別な犯罪状況のために、その場が捜査されなければならない場合、

— そうしなければ捜査が著しく困難となり、又は捜査の遂行が危険にさらされうる場合、

学校、教育場所又は職場の利益が配慮されうものとする。

3.6.17 尋問の結果を守るために、特に未成年者が供述拒否権者である場合には、裁判官による尋問が必要である。

3.6.18 少年刑事手続の教育目的および少年事件における捜査の特別な大きさを考慮して、尋問に代わる書面による陳述は少年に求められてはならず、青年には原則として求められてはならない。

3.6.19 学校、職業教育の場所又は職場における未成年者および青年の尋問は、当事者の保護に値する利益に配慮し、例えば次の場合にのみ、例外的に認められる。

— 裁判官による命令が存する場合、

— 特別な犯罪状況のために、その場が捜査されなければならぬ場合、

— そうしなければ、捜査が著しく困難となり、又は捜査の遂行が危険にさらされうる場合、

学校、教育場所又は職場の利益が配慮されうるものとする。これらの施設の代理権者は、通知を受けるものとする。

これらの施設の代理権者は、通知を受けるものとする。

原則として、警察職員は、民間人の服装をし、民間の乗り物で出向くこととする。

3.6.17 未成年者の証人の信用性の判断のために、学校の情報を求める際には、諸ラントの規定が、注意されるものとする。

原則として、警察職員は、民間人の服装をし、民間の乗り物で出向くこととする。

3.6.20 未成年者の証人の信用性の判断のために、学校の情報を求めることは、例えば、学校法 (Schulgesetze)、情報保護法 (Datenschutzgesetze) といった、諸ラントの特別な情報利用規定に反しない限りにおいて、許される。

3.7 対質

3.7.1 対質は、原則として、行為者についての身元の確認のためにのみ、行われなければならない。その際、犯罪被疑者が、未成年の証人を見ることができないことが保証されるものとする。

3.7.2 対質は、基本的に、選別対質 (Wahlgegenüberstellungen) の形式により、行われなければならない。

3.7.3 個別対質 (Einzelgegenüberstellungen) は、異議を解明するために、例外的な場合においてのみ、行われなければならない。

3.7.4 性犯罪に基づく捜査手続において、児童の対質は、原則的に犯罪被疑者とともに行ってはならない。それでもなお対質が必要である場合、児童は、特別な有資格者によ

3.7 対質

3.7.1 対質は、原則として、行為者についての身元の確認のために、なおかつ犯罪被疑者が未成年の証人を見ることができないように、行われなければならない。

3.7.2 対質は、基本的に、選別対質の形式により、行われなければならない。

3.7.3 個別対質は、異議を解明するために、例外的な場合においてのみ、許される。

3.7.4 性犯罪を理由とする捜査手続において、児童の対質を犯罪被疑者とともに行うことは原則的に許されない。それでもなお対質が必要である場合、児童は、慎重に準備

り、慎重に準備をされるものとする。

3.7.5 対質の際には、証人の尋問を行った警察職員が、立ち会わなければならない。

3.7.6 児童の違法行為が解明されるものとされる場合、同じ原則が妥当する。この場合、犯罪容疑のある児童は、証人と同様に取り扱われるものとする。

4 親告罪および私訴犯罪

4.1 告訴

4.1.1 未成年者は、独立して告訴をなす権利をもたないものとする。

4.1.2 告訴は、法定代理人により行われるものとする。法定代理人が両親である場合、両親は、基本的に共同で、告訴をなさなければならない。両親の一方による他方への全権委任が、認められる。

4.1.3 両親の一方が告訴を行うことを拒否する場合、告訴の意思をもつ親は、後見裁判所の決定を申し立てることができる。法定の申立がなされない場合、単独の告訴は、法的に無効である。

をされるものとする。

3.7.5 対質の際には、証人の尋問を行った警察職員が、居合わせなければならない。

3.7.6 児童の違法行為が解明されるものとされる場合、同じ原則が妥当する。この場合、犯罪容疑のある児童は、証人と同様に取り扱われるものとする。

4 親告罪および私訴犯罪

4.1 告訴

4.1.1 未成年者は、独立して告訴をなす権利をもたないものとする。

4.1.2 告訴は、法定代理人により行われるものとする。法定代理人が両親である場合、両親は、基本的に共同で、告訴をなさなければならない。両親の一方による他方への全権委任が、認められる。

4.1.3 両親の一方が告訴を行うことを拒否する場合、告訴の意思をもつ親は、後見裁判所の決定を申し立てることができる。決定の申立がなされない場合、単独の告訴は、法的に無効である。

4.14 民法の規定により、その者だけに保護権が帰属し、もしくは移譲されている場合、その者は、単独で告訴権をもつ。

4.14 民法の規定により、その者だけに保護権が帰属し、もしくは移譲されている場合にのみ、その者が単独で告訴権をもつ。

両親の離婚後又は両親と別居している場合、保護権は、後見裁判所により、原則として一方の親に移譲される。

非嫡出子の児童の場合、保護権は、原則として母親に帰属する。

一方の親の保護権が法的又は事実的な理由から（例えば、重い病気又は長期の不在）行使されない場合、もう一方の親が、単独で保護権を引き受ける。

一方の親において保護権が喪失し、又は剝奪される場合、後見裁判所が後見人又は保護人を決定しない限りにおいて、もう一方の親が単独で保護権を引き受ける。

両親がおらず、又はどちらの親にも保護権が帰属しない場合、後見人又は保護人が保護権を引き受ける。

4.15 自分だけが告訴権を行使しうる一方の親自身が申立てに基づいてのみ訴追されうる行為に関与した場合、その親は、法的に申立てを行うことができない。婚姻が継続している場合には、他方の親が代理人から除外される。申立てに関する決定のために、保護人を選任するための手続

4.15 自分だけが告訴権を行使しうる一方の親自身が申立てに基づいてのみ訴追されうる行為に関与した場合、その親は、法的に申立てを行うことができない。婚姻が存続する場合には、他方の親が、単独で申立てに関する判断を行う資格を有する。

資料
が開始されるものとする。

4.1.6 4.1.2ないし4.1.5による申立権者については、申立期間は、申立権者が行為および行為者を知った日から始まる。

4.1.7 一八歳に達するとともに、申立て権限年齢が始まる。この時点までに申立権者のための期間がまだ経過していない場合、申立期間は、被害者のために新たに開始する。

4.2 私訴

4.2.1 少年に対する私訴は、認められない（少年裁判所法第八〇条）。

4.2.2 少年および青年に対する私訴犯罪を対象とする告発は、受理されるものとする。

4.2.3 次の場合、告発は、さらなる捜査なしに、検察官に送付されるものとする。

— 検察官が、職権により、訴追に関する公益を否定するであろう場合、

— 検察官が、教育的理由から、訴追を否定するであろう場合、

後見人又は保護人の選任は、必要でない。

4.1.6 4.1.2ないし4.1.5による申立権者については、申立期間は、申立権者が行為および行為者を知った日から始まる。

4.1.7 一八歳に達するとともに、申立て権限年齢が始まる。この時点までに申立権者のための期間がまだ経過していない場合、申立期間は、被害者のために新たに開始する。

4.2 私訴犯罪

4.2.1 少年に対する私訴は、認められない（少年裁判所法第八〇条）。

4.2.2 私訴犯罪を対象とする少年に対する告発は、受理され、処理され、決定のために検察官に送致されるものとする。

4.2.3 次の場合、告発は、さらなる捜査なしに、検察官に提出されるものとする。

— 検察官が、職権により、訴追に関する公益を肯定しないであろう場合、

— 検察官が、教育的理由から、訴追を肯定しないであろう場合、

— 検察官が、教育目的と反しない、被害者の訴追の正当な利益を否定するであろう場合。

5 過料手続における捜査

5.1 児童の責任

児童には、非難可能性はない。

5.2 少年の責任

行為時にその道徳的、精神的発達により、行為の違法性を理解し、かつその弁識に従い行為するのに十分なほど成熟している場合にのみ、少年には、非難可能性がある。

5.3 手続

少年および青年に対する過料手続については、本警察職務規定が、その意味にしたがって、適用される。過料が加えられる交通法に対する違反の場合には、異なる扱いをすることができる。

— 検察官が、教育目的と反しない、被害者の訴追の正当な利益を肯定しないであろう場合。

5 過料手続における警察の捜査

5.1 児童の責任

児童には、非難可能性はない。

5.2 少年の責任

行為にその道徳的、精神的発達により、行為の違法性を理解し、かつその弁識に従い行為するのに十分なほど成熟している場合にのみ、少年には、非難可能性がある。

5.3 手続

少年および青年に対する過料手続については、本警察職務規定が、その意味にしたがって、適用される。

6 自由の制限／自由剝奪

6.1 児童の場合の自由の制限／自由剝奪

6.1.1 自由の制限又は自由剝奪は、次の場合にのみ、許される。

— 刑事訴訟法第一一一条第一項第一文、第三文、第一六三条b第二項、第一六三条c、秩序違反法第四六条第一項による身元確認のためになされる場合、

— 刑事訴訟法第一六四条、秩序違反法第四六条第一項による職務行為の妨害の場合、

— 危険防止の枠内においてなされる場合、

— ラント法の規定により、精神病院への収容のためになされる場合。

6.1.2 児童は、留置室 (Gewahrsamsräumen) に収容されないものとする。少年局に引き渡されない場合、少年は、警察の監督下にあるその他の適切な場所に置かれるものとする。

その他、諸ラントもしくは連邦の留置令が、注意される

6 自由の制限／自由剝奪

6.1 児童の場合の自由の制限／自由剝奪

6.1.1 自由の制限又は自由剝奪は、次の場合にのみ、許される。

— 刑事訴訟法第一一一条、第一六三条b第二項、第一六三条c、秩序違反法第四六条第一項による身元確認のためになされる場合、

— 刑事訴訟法第一六四条、秩序違反法第四六条第一項による職務行為の妨害の場合、

— 例えば、身元確認のための一時停止、拘置、および場所からの退去として、危険防止の枠内においてなされる場合、

— ラント法の規定により、精神病院への収容のためになされる場合。

6.1.2 児童は、独居房又は集団房 (Einzel- oder Sammelzellen) に収容されてはならない。児童は、警察の監督下にあるその他の適切な場所に置かれるものとする。根拠のある例外的な場合においてのみ、これと異なる扱いをすることができ。

ものとする。

その他、諸ラントおよび連邦の留置令が、注意されるものとする。

6.2 少年の場合の自由の制限／自由剝奪

6.2 少年の場合の自由の制限／自由剝奪

6.2.1 自由の制限および自由剝奪については、刑事訴訟法、少年裁判所法、児童および少年援助法、警察法およびその他の法規定の規定が、制限されることなく、適用される。

6.2.1 自由の制限および自由剝奪については、刑事訴訟法、警察法およびその他の法規定の規定が、制限されることなく、適用される。

拘禁決定援助 (Haftentscheidungshilfe) (少年裁判所法

第七二条 a による少年審判補助への通知) に関するラントに特有な規定が、注意されるものとする。

6.2.2 少年が、刑事手続上の理由以外から警察に引きと

6.2.2 少年が、刑事手続上の理由以外から警察に引きと

められた場合、その収容については、児童の場合と同様の原則が妥当する。

められた場合、その収容については、児童の場合と同様の原則が妥当する。

6.2.3 少年が家族構成員に帰ることが是認できないもの

6.2.3 少年が家族構成員に帰ることが是認できないもの

と史料される場合、検察官への勾引報告においてそのことが指摘され、少年局への引渡し提案されるものとする。

と史料される場合、検察官への勾引報告においてそのことが指摘され、少年局への引渡し提案されるものとする。

6.3 特別な場所における自由の制限／自由剝奪

6.3 特別な場所における自由の制限／自由剝奪

資料

6.3.1 未成年者および青年の場合、学校、教育場所又は

6.3.1 未成年者および青年の場合、学校、職業教育の場

職場における自由の制限および自由剝奪の措置は、可能な限り避けられるものとする。

6.3.2 このような措置は、当事者を考慮して、次の場合にのみ許される。

- 裁判官又は検察官による命令が、それを決定する場合、
- 他の場所においては、当事者に少なからず困難が生じ、又は当事者が危険にさらされうる場合、
- そうでなければ、捜査が著しく困難なものとされ、又は捜査の遂行が危険にさらされうる場合。

6.4 通知

6.4.1 自由剝奪の場合、未成年者の意思に反しても、教育権者又は法定代理人は通知を受けるものとする。詳言すれば、

- 児童の場合には、遅滞なく、
- 犯罪容疑のある少年の場合には、証拠隠滅のおそれなく、もしくはもはやそのおそれがない限りにおいて、通知がなされる。

6.4.2 未成年者における自由の制限の場合、教育権者又は法定代理人は、原則として、通知を受けるものとする。

所又は職場における自由の制限および自由剝奪の措置は、可能な限り避けられるものとする。

6.3.2 このような措置は、当事者を考慮して、次の場合にのみ許される。

- 裁判官による命令が、それを決定する場合、
- 他の場所においては、当事者に少なからず困難が生じ、又は当事者が危険にさらされうる場合、
- そうでなければ、捜査が著しく困難なものとされ、又は捜査の遂行が危険にさらされうる場合。

6.4 通知

6.4.1 未成年者の自由剝奪の場合、教育権者は遅滞なく通知を受けるものとする。

6.4.2 未成年者の自由の制限の場合、教育権者は、原則として、通知を受けるものとする。

通知は、訓戒の場合には、行わないことができる。

6.4.3 引きとめられている未成年者は、親族又はその信頼を寄せる者に自ら通知する機会を与えられるものとする。詳言すれば、

— 児童の場合には、常に、

— 少年の場合には、措置の目的がそれにより危険にさらされない限りにおいて、通知の機会を与えられるものとする。

7 身体検査および身体における証拠保存

7.1 未成年者の身体検査

7.1.1 児童の身体検査に関しては、他の方法、例えば、鑑識による資料を利用しても年齢が確認しえないときで、重大な犯罪の場合に責任能力を確認する必要がある限りにおいてのみ、刑事訴訟法第八一条 a が適用される。身体検査は、刑事訴訟法第八一条 c、第八一条 d によってのみ、許される。

7.1.2 少年の身体検査に関しては、刑事訴訟法の規定が制限なく適用される。

通知は、訓戒の場合には、行わないことができる。

6.4.3 それを超えて、そのことによって措置の目的が危険にさらされない限りにおいて、引きとめられている未成年者は、親族又はその信頼を寄せる者に自ら通知する機会を与えられるものとする。

7 身体検査および身体における証拠保存

7.1 未成年者の身体検査

7.1.1 児童の身体検査に関しては、刑事訴訟法第八一条 a は適用されない。

7.1.2 児童の身体検査は、刑事訴訟法第八一条 c、第八一条 d によってのみ、許される。

少年の身体検査に関しては、刑事訴訟法の規定が制限な

く適用される。

7.2 検査拒否権

7.2.1 未成年の証人は、刑事訴訟法第五二条による証言拒否権を有する場合、刑事訴訟法第八一条cによる身体検査を拒否することができる。

7.2.2 未成年の証人は、検査拒否権に関して教示されるものとする。3.5.1および3.5.2による教示についての原則が、その意義にしたがって適用される。

7.2.3 未成年の証人が、理解成熟が欠けるためにその検査拒否権の意義を十分に理解できない場合、このような場合において未成年者の権利および刑事訴訟法第八一条c第三項によるその固有の権利に関し教示されるものとされる法定代理人が、判断を行う。

このとき、未成年者への教示は、必要でない。

7.2.4 未成年者が検査拒否権をもち、その意義につき未成年者が十分に理解しておらず、法定代理人が判断できず、又はその時宜に適った判断が妨げられているときは、急な

7.2 検査拒否権

7.2.1 未成年の証人は、刑事訴訟法第五二条による証言拒否権を有する場合、刑事訴訟法第八一条cによる身体検査を拒否することができる。

7.2.2 未成年の証人は、検査拒否権に関して教示されるものとする。

3.5.1および3.5.2による教示についての原則が、その意義にしたがって適用される。

7.2.3 未成年の証人が、理解成熟が欠け又は理解力が弱いために、その検査拒否権の意義を十分に理解できない場合、このような場合において未成年者の権利および刑事訴訟法第八一条c第三項によるその固有の権利に関し教示されるものとされる法定代理人が、判断を行う。

未成年者が明らかに教示を理解していない場合、未成年者への教示は必要でない。

7.2.4 未成年者が検査拒否権をもち、その意義につき未成年者が十分に理解しておらず、法定代理人が判断できず、又はその時宜に適った判断が妨げられているときは、急な

場合にも、裁判官の決定が必要とされる。

7.3 証跡保存

身体検査の枠内において、未成年者の身体にあるすぐに消える証跡が、医学的に鑑定され、写真により確保されるものとする。

7.4 通知

未成年者の身体検査について、教育権者又は法定代理人は、遅滞なく通知を受けるものとする。

8 搜索

8.1 諸原則

8.1.1 児童の場合の搜索に関しては、刑事訴訟法一〇二条は、適用されない。

刑事訴追を目的とした児童の場合の搜索は、刑事訴訟法第一〇三条第一項、第一一一條b、第一一一條第一項第一文、第三項、第一六三条b第二項により、許されない。身元確認を目的とした搜索は、児童の場合であっても、その

場合にも、裁判官の決定が必要とされる。

7.3 証跡保存

身体検査の枠内において、未成年者の身体にあるすぐに消える証跡が、医学的に鑑定され、写真により確保されるものとする。

7.4 通知

未成年者の身体検査について、教育権者は、遅滞なく通知を受けるものとする。

8 搜索

8.1 未成年者の場合の搜索

8.1.1 児童の場合の搜索に関しては、刑事訴訟法第一〇二条は適用されない。刑事訴追を目的とした児童の場合の搜索は、刑事訴訟法第一〇三条、第一一一條、第一六三条b第二項により、許される。

意思に反して行われてはならない。

資 児童だけが、審理 (Untersuchung) に係属している違法行為に参与したことが予想されうる場合、刑事訴訟法第九四条の意味における証拠方法を発見する目的で、刑事訴訟法第一〇三条第一項による捜索を行うことはできない (手続障害)。

危険防止を目的として捜索を行うことに関しては、警察法上の規定が適用される。

8.1.2 少年の場合の捜索に関しては、刑事訴訟法および警察法の規定が制限なく適用される。

8.2 家宅捜索

8.2.1 家宅又はその他の場所の捜索は、教育権者もしくは法定代理人の立会のもとで行われなければならない。

8.2.2 刑事訴訟法第一〇五条第二項により、第三者が立ち会う場合、未成年者の利益のために、可能な限り優先的に地方公務員を起用しなければならない。

8.2.3 刑事訴訟法第一〇六条により、第三者が立ち会う場合、未成年者の利益のために、同居者 (Mitwohner)、隣人又は知人は可能な限り用いられてはならない。

8.1.2 少年の場合の捜索に関しては、刑事訴訟法および警察法の規定が制限なく適用される。

8.2 家宅捜索

8.2.1 家宅又はその他の場所の捜索は、教育権者の立会のもとで行われなければならない。

8.2.2 刑事訴訟法第一〇五条により、第三者が立ち会う場合、未成年者の利益において、可能な限り優先的に地方公務員を起用しなければならない。

8.2.3 刑事訴訟法第一〇六条により、第三者が立ち会う場合、未成年者の利益のために、同居人 (Hausgenossen)、隣人又は知人は可能な限り用いられてはならない。

8.3 身体の搜索

8.3.1 身体の搜索の際に、未成年者は、他人の前でさらし者にされてはならない。

8.3.2 未成年者の身体の搜索の際に、刑事訴訟法第八一条dが、ふさわしく適用されるよう注意されるものとする。身体又は生命の危険に対する保護のために即時の搜索が必要である場合、このことは妥当しない。

8.4 通知

搜索の結果は、搜索結果が危険にさらされ、又は無に帰せしめられない限りにおいて、教育権者又は法定代理人に通知されるものとする。

8.3 身体の搜索

8.3.1 未成年者の身体の搜索の際に、当事者は、他人の前でさらし者にされてはならない。

8.3.2 未成年者の身体の搜索の際には、刑事訴訟法第八一条dが注意されるものとする。身体又は生命の危険に対する保護のために即時の搜索が必要である場合、このことは妥当しない。

8.4 通知

搜索の結果は、搜索結果が危険にさらされ、又は無に帰せしめられない限りにおいて、教育権者に通知されるものとする。

9 鑑識事務上の取扱い

9.1 鑑識事務上の児童の取扱い

9.1.1 刑事訴訟法第八一条bによる児童の鑑識事務上の取扱いは、許されない。

9 鑑識事務上の取扱い

9.1 鑑識事務上の児童の取扱い

9.1.1 刑事訴訟法第八一条b（第一選択）による刑事手続遂行の目的のために児童に鑑識事務上の取扱いを行うことは、許されない。

9.1.2 身元確認のための鑑識事務上の取扱いは、刑事訴訟法第一一一条第一項第二文、第三項、第一六三条b第二項により、許される。身元確認を目的とする鑑識事務上の措置は、児童の場合であっても、その意思に反して行われなくてはならない。

9.1.3 危険防止のための鑑識事務上の措置は、警察法の要件のもとで、これをなすことができる。

9.2 鑑識事務上の少年の取扱い

鑑識事務上の少年の取扱いに関しては、刑事訴訟法および警察法の規定が制限なく妥当する。

9.3 実施

鑑識事務上の措置の実施に関しては、「鑑識事務に関する準則 (Erkennungsdienstlichen Richtlinien)」が妥当する。

9.1.2 違法行為の疑いがある児童は、刑事訴訟法第八一条b (第二選択) による鑑識事務の目的のために、次の場合のみ、鑑識事務上の取扱いを受けることができる。
— 児童が、違法行為時に、高い犯罪エネルギーを示しており、反復の危険性がある場合、又は
— くり返し違法行為を行っており、反復の危険性が存する場合。

9.1.3 身元確認のための鑑識事務上の措置は、刑事訴訟法第一一一条、第一六三条b第二項により、許される。

9.1.4 危険防止のための鑑識事務上の措置は、警察法にしたがう。

9.2 鑑識事務上の少年の取扱い

鑑識事務上の少年の取扱いに関しては、刑事訴訟法および警察法の規定が制限なく妥当する。

9.3 実施

未成年者に対する鑑識事務上の措置の実施に関しては、「鑑識事務に関する準則」が妥当する。

10 直接強制

101 未成年者に対する直接強制は、許される。

その適用に関しては、諸ラントもしくは連邦の規定が妥当する。

102 外見から一四歳に達していないと判断される者に対しては、銃器は使用されてはならない。

銃器の使用が、身体又は生命に関する現在の危険を防止する唯一の手段である場合、このことは妥当しない。

まだ児童年齢であるのかに疑いがある場合には、児童であるということから出発されるものとする。

11 信頼できる者としての未成年者

信頼できる者として未成年者を任じることは、許されない。

12 行方不明者としての未成年者

資料
行方不明の未成年者に関する事件の処理に際しては、警察職務規定三八九「行方不明者、身元不明の死者、身

10 直接強制

101 未成年者に対する直接強制の適用については、連邦および諸ラントの規定が妥当する。

102 外見から一四歳に達していないと判断される者に対しては、銃器は使用されてはならない。銃器の使用が、身体又は生命に関する現在の危険を防止する唯一の手段である場合、このことは妥当しない。

まだ児童年齢であるのかに疑いがある場合には、児童であるということから出発されるものとする。

11 信頼できる者としての未成年者

信頼できる者として未成年者を任じることは、許されない。

12 行方不明者としての未成年者

行方不明の未成年者に関する事件の処理に際しては、警察職務規定三八九「行方不明者、身元不明の死者、身

元不明の寄る辺のない者」が、注意されるものとする。

元不明の寄る辺のない者」も、注意されるものとする。

13 証拠書類の保存期間

13 証拠書類の保存期間

未成年者についての鑑識事務上の資料を含めて、刑事警察による個人に関連する収集物の保存期間に関しては、例えば、「刑事警察による個人に関連する収集物の管理に関する準則」(KPS-準則)といったラントおよび連邦の規定による選別についての吟味期間が、妥当する。

13.1 刑事警察による個人に関連する収集物
未成年者についての鑑識官事務上の資料を含めて、刑事警察による個人に関連する収集物の保存期間に関しては、「刑事警察による個人に関連する収集物の管理に関する準則」(KPS-準則)による選別についての吟味期間が、妥当する。

13.2 鑑識事務上の資料

鑑識官事務上の未成年の資料の保存に関しては、「刑事警察による個人に関連する収集物の管理に関する準則」と異なる限りにおいて、「鑑識事務に関する準則」が、適用される。

(武内謙治 訳)